

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月28日
【事業年度】	第78期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
【会社名】	ニッコンホールディングス株式会社
【英訳名】	NIKKON Holdings Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 黒 岩 正 勝
【本店の所在の場所】	東京都中央区明石町6番17号
【電話番号】	03(3541)5330（代）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理部長 忝 田 泰 典
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区明石町6番17号
【電話番号】	03(3541)5330（代）
【事務連絡者氏名】	取締役執行役員経理部長 忝 田 泰 典
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第74期	第75期	第76期	第77期	第78期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高 (百万円)	170,076	174,031	179,312	187,819	197,693
経常利益 (百万円)	17,259	18,439	19,574	20,715	22,019
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	12,312	11,875	13,468	14,545	14,768
包括利益 (百万円)	16,318	7,327	15,615	15,966	11,806
純資産額 (百万円)	156,165	159,561	171,282	182,627	186,900
総資産額 (百万円)	243,457	254,298	280,079	286,013	294,213
1株当たり純資産額 (円)	2,306.28	2,355.31	2,529.33	2,702.46	2,810.70
1株当たり当期純利益金額 (円)	179.67	175.73	199.22	215.30	221.03
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	179.13	175.12	198.65	214.58	220.22
自己資本比率 (%)	64.0	62.6	61.0	63.7	63.3
自己資本利益率 (%)	8.1	7.5	8.2	8.2	8.0
株価収益率 (倍)	11.7	11.6	11.9	13.0	11.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	17,994	19,111	22,757	24,309	25,337
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	5,430	28,334	20,984	22,884	16,892
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,296	1,621	6,987	8,330	11,659
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	34,650	26,487	35,027	28,302	25,231
従業員数 (人)	10,435	10,930	11,226	12,209	12,361
(ほか、平均臨時雇用人 員)	(3,707)	(3,629)	(3,617)	(5,532)	(3,677)

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、就業人員数を記載しております。

3 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第74期	第75期	第76期	第77期	第78期
決算年月	2015年3月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月
売上高及び営業収益 (百万円)	90,432	45,717	4,818	13,299	10,413
経常利益 (百万円)	11,636	7,932	7,124	9,547	9,444
当期純利益 (百万円)	8,940	6,013	6,790	9,561	9,075
資本金 (百万円)	11,316	11,316	11,316	11,316	11,316
発行済株式総数 (株)	70,239,892	68,239,892	68,239,892	68,239,892	68,239,892
純資産額 (百万円)	100,850	101,021	106,353	112,342	110,838
総資産額 (百万円)	173,138	168,444	187,570	191,554	185,870
1株当たり純資産額 (円)	1,488.95	1,490.43	1,569.85	1,662.43	1,666.52
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	54.00 (19.00)	53.00 (24.00)	60.00 (27.00)	65.00 (30.00)	67.00 (32.00)
1株当たり当期純利益金額 (円)	130.46	88.98	100.44	141.53	135.83
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 (円)	130.07	88.67	100.15	141.06	135.33
自己資本比率 (%)	58.1	59.8	56.6	58.5	59.4
自己資本利益率 (%)	9.0	6.0	6.6	8.8	8.2
株価収益率 (倍)	16.1	22.9	23.6	19.7	19.3
配当性向 (%)	41.4	59.6	59.7	45.9	49.3
従業員数 (ほか、平均臨時雇用人 員) (人)	3,001 (811)	94 (1)	95 (1)	23 (9)	27 (3)
株主総利回り (%) (比較指標：配当込み TOPIX) (%)	118.7 (130.7)	118.0 (116.5)	139.7 (133.7)	166.1 (154.9)	160.4 (147.1)
最高株価 (円)	2,267	2,428	2,541	3,440	3,175
最低株価 (円)	1,614	1,804	1,746	2,221	2,386

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 従業員数は、就業人員数を記載しております。

3 当社は、2015年10月1日付で持株会社体制へ移行しております。これに伴い、第75期以降の主要な経営指標等は、第74期と比較して大きく変動しております。

4 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を当事業年度の期首から適用しており、前事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

6 第78期より営業収益に係る表示方法の変更を行っております。第77期に係る主要な経営指標等についても、当該表示方法の変更を反映した組替後の数値を記載しております。

2【沿革】

当社は、1953年8月27日、株式会社日本梱包運搬社として創業し、1965年5月25日、株式の額面変更を目的として、1950年12月7日設立の東洋化成工業株式会社（1962年2月より事業活動を休止、1963年4月に株式会社日本梱包運搬社に商号変更）に吸収合併され、1968年10月1日、商号を日本梱包運輸倉庫株式会社と変更しました。さらに、2015年10月1日に持株会社体制へ移行したことに伴い、商号をニッコンホールディングス株式会社に変更し今日に至っております。

設 立	1953年8月27日、陸上小運送及び運送取扱業、貨物自動車運送業、鉄道発着貨物取扱業、貨物荷造梱包作業請負、梱包資材販売及び損害保険代理業を目的とし、東京都中央区築地1丁目3番地に本社を設置し創業。
1953年	本社を東京都中央区入舟町2丁目4番地に移転。 一般小型自動車運送事業の免許を受け、運送を開始。
1955年	東京都中央区明石町8番地（現在は新住居表示により中央区明石町6番17号）に本社を移転。
1956年	二段積載車両を開発、社旗・社章を制定。
1959年	愛知県名古屋市、熱田急配株式会社（連結子会社）及び三重県四日市市、豊田貨物自動車運送株式会社（連結子会社）を買収。
1960年	愛知県名古屋市、熱田急配株式会社を株式会社名古屋梱包運搬社、三重県四日市市、豊田貨物自動車運送株式会社を株式会社日本陸送と商号変更。
1961年	株式を東京店頭登録し公開。
1964年	倉庫営業（現日本梱包運輸倉庫株式会社・三芳営業所、連結子会社）の許可を受ける。
1965年	同名の株式会社日本梱包運搬社に吸収合併。
1966年	群馬県邑楽郡大泉町に日本運輸株式会社（連結子会社）を設立。
1968年	商号を日本梱包運輸倉庫株式会社（現ニッコンホールディングス株式会社）と変更。
1970年	株式を東京証券取引所市場第二部に上場。
1971年	埼玉県朝霞市に株式会社オートテック（連結子会社）を設立。
1973年	通関業の許可を受け、横浜営業所において営業を開始。
1974年	東京都板橋区に日輸商事株式会社（連結子会社）を設立。
1977年	埼玉県浦和市（現さいたま市）の株式会社東倉庫（連結子会社）を買収。
1978年	三重県鈴鹿市に株式会社テクニクサービス（連結子会社）を設立。
1981年	奈良県磯城郡田原本町の日本梱包運輸株式会社（現株式会社ニッコン奈良、連結子会社）を買収。
1982年	栃木県芳賀郡芳賀町に株式会社オートテックジャパン（連結子会社）を設立。三段積載フルトレーラーを開発。
1988年	熊本県菊池郡菊陽町にコスモ技研株式会社（現株式会社ニッコン九州、連結子会社）を設立。
1989年	米国オハイオ州シドニー市にNK PARTS INDUSTRIES, INC.（連結子会社）を設立。日本初の車両伸縮式トレーラーを開発。JR仕様の2段床昇降式専用コンテナ開発。
1990年	株式会社名古屋梱包運搬社は商号を株式会社メイコンと変更。IATA代理店資格を取得し、国際航空貨物代理店業務を開始。
1993年	埼玉県狭山市にエヌケイエンジニアリング株式会社（連結子会社）を設立。
1994年	タイ国アユタヤ県ウタイ郡にA.N.I. LOGISTICS, LTD.（連結子会社）を設立。中国江蘇省南京市に南京日梱儲運実業有限公司（現日梱物流（中国）有限公司、連結子会社）を設立。
1997年	東京証券取引所市場第一部に指定替え。
2000年	米国オハイオ州シドニー市にNK AMERICA, INC.（連結子会社）を設立。港湾地区における拠点として、大黒ふ頭（横浜市鶴見区）に横浜営業所（現日本梱包運輸倉庫株式会社・大黒営業所、連結子会社）を開設。特別積み合わせ貨物運送認可取得。
2004年	栃木営業所（現日本梱包運輸倉庫株式会社、連結子会社）においてISO14001の認証を取得。米国オハイオ州シドニー市にNKA TRANSPORTATION, INC.（連結子会社）及びNKA LOGISTICS, INC.（連結子会社）を設立。
2006年	ベトナム国ハノイ市にNIPPON KONPO VIETNAM CO., LTD.（連結子会社）を設立。新本社社屋を東京都中央区明石町6番17号（旧本社社屋敷地内）に竣工。東京都板橋区の菱自運輸株式会社（連結子会社）を買収。
2008年	米国オハイオ州シドニー市にNKA CUSTOMS SERVICE, INC.（連結子会社）を設立。
2010年	ブラジル国カンピーナス市にNK BRASIL LOGISTICA LTDA.（連結子会社）を設立。東京都江東区の中越テック株式会社（連結子会社）を買収。中越テック株式会社の買収に伴い、その子会社である北海道札幌市の札幌新聞輸送株式会社を連結子会社化。

2011年	タイ国アユタヤ県ウタイ郡にA.N.I. TRANSPORT, LTD. (連結子会社)を設立。メキシコ国ハリスコ州エルサルト市にNKP MEXICO, S.A. DE C.V. (連結子会社)を設立。
2013年	神奈川県足柄上郡開成町の株式会社信栄倉庫(連結子会社、同年現日本梱包運輸倉庫株式会社に吸収合併)を買収。米国オハイオ州シドニー市にAUTO TECHNIC AMERICAS, INC. (連結子会社)を設立。
2014年	愛知県瀬戸市の株式会社イトー急行(連結子会社)を買収。次世代環境型フルトレーラー(21m)の運行開始。埼玉県日高市に狭山日梱株式会社、埼玉県比企郡小川町に小川日梱株式会社、神奈川県藤沢市に藤沢日梱株式会社、新潟県新潟市に新潟日梱株式会社、長野県松本市に松本日梱株式会社、三重県鈴鹿市に鈴鹿日梱株式会社、群馬県太田市に群馬日梱株式会社(いずれも連結子会社)を設立。
2015年	持株会社体制への移行に伴い、商号をニッコンホールディングス株式会社に変更し、大部分の事業を新設の日本梱包運輸倉庫株式会社(連結子会社)に承継し分社化。 宮城県仙台市に仙台日梱株式会社、千葉県船橋市に千葉日梱株式会社、タイ国アユタヤ県ウタイ郡にSIAM AUTO TECHNIC CO., LTD.、東京都中央区にニッコンムービング株式会社及びニッコン情報システム株式会社(いずれも連結子会社)を設立。
2016年	東京都中央区にGINZAコンサルティング株式会社及びNKインターナショナル株式会社、中国重慶市に日梱重慶物流有限公司、石川県白山市に金沢日梱株式会社、愛知県名古屋市に名古屋日梱株式会社(いずれも連結子会社)を設立。 株式会社東倉庫は連結子会社である日本梱包運輸倉庫株式会社に吸収合併。
2017年	東京都江東区の板東産業株式会社を買収。その後連結子会社である日本梱包運輸倉庫株式会社に吸収合併。
2018年	岐阜県加茂郡坂祝町の松久運輸株式会社、岐阜県美濃加茂市の株式会社松久総合(いずれも連結子会社)を買収。
2019年	メキシコ国グアナファト州アパセオ エル グランデ市にNK LOGISTICA MEXICO, S.A. DE C.V. (連結子会社)を設立。

3【事業の内容】

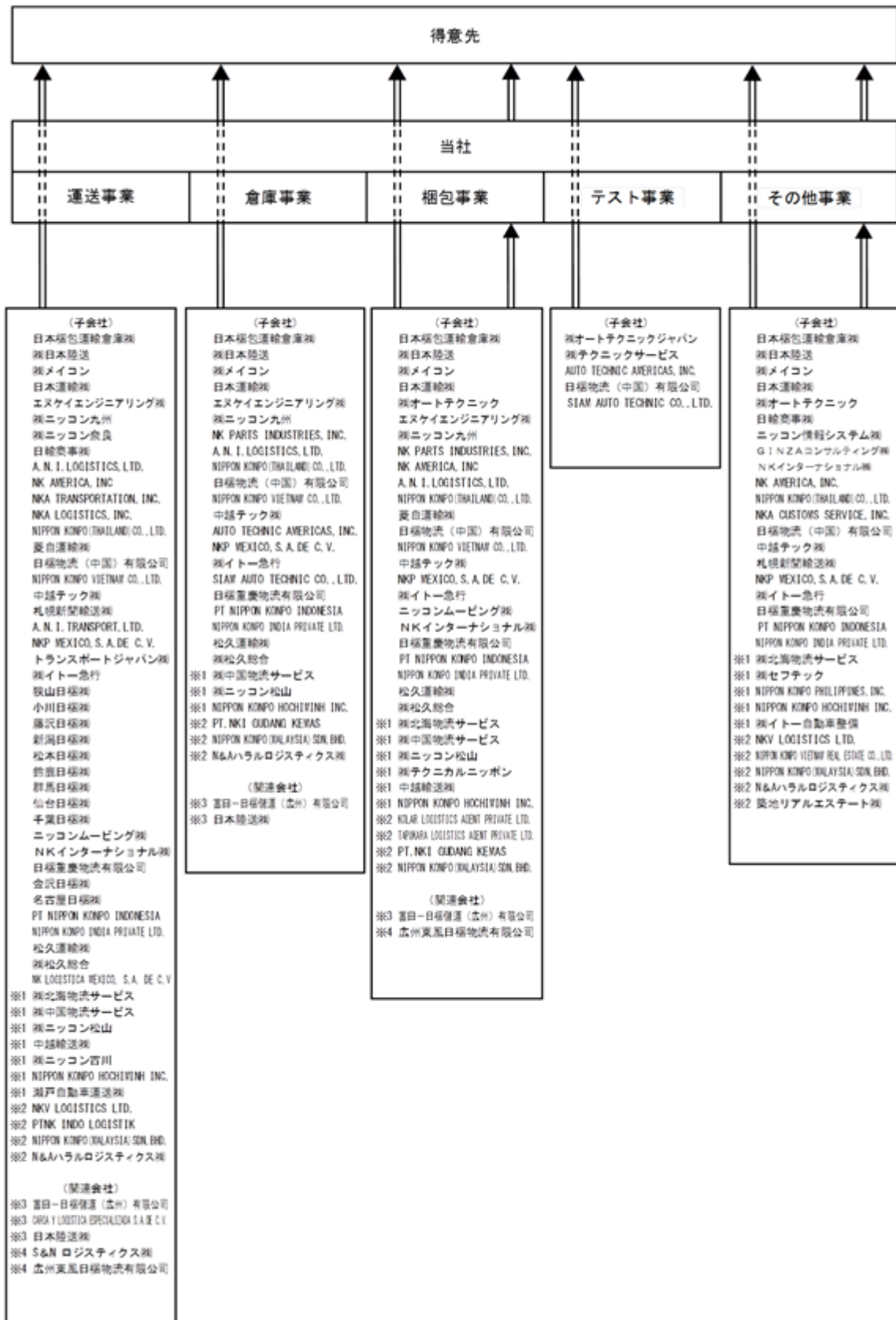
当社グループは、当社及び関係会社75社で構成され、運送事業、倉庫事業、梱包事業、テスト事業を主な内容とし、更にこれらに附随する業務を併せて行っております。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループの事業に係わる位置づけは次のとおりであり、セグメントと同一の区分であります。

運送事業	四輪・二輪完成自動車及び自動車部品・住宅設備・農業用機械等の輸送を行っております。日本梱包運輸倉庫株式会社をはじめ関係会社56社が行っております。
倉庫事業	四輪・二輪完成自動車及び自動車部品・住宅設備・農業用機械等の保管を行っております。日本梱包運輸倉庫株式会社をはじめ関係会社28社が行っております。
梱包事業	流通加工・自動車部品等の納入代行・輸出梱包等を行っております。当社のほか日本梱包運輸倉庫株式会社をはじめ関係会社35社が行っております。
テスト事業	四輪・二輪完成自動車及び自動車部品・農業用機械等のテストを行っております。株式会社オートテックジャパンをはじめ関係会社4社が行っております。
その他事業	通関業・車両等の修理及び整備・石油製品の販売・損害保険代理店業・不動産の売買、賃貸及びその仲介管理・廃棄物の処理及び収集・発電及び売電に関する事業を行っております。当社のほか日本梱包運輸倉庫株式会社をはじめ関係会社29社が行っております。

事業の系統図は次のとおりであります。



(注) 無印 連結子会社

- 1 非連結子会社で持分法適用会社
- 2 非連結子会社で持分法非適用会社
- 3 持分法適用関連会社
- 4 持分法非適用関連会社

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割 合(%)	関係内容
(連結子会社)					
4, 5, 6 日本梱包運輸倉庫(株)	東京都 中央区	500	運送事業他	100	業務の一部委託及び受託 一部土地・建物の賃貸 役員3名兼任 資金融通及び資金貸付
5 (株)日本陸送	三重県 鈴鹿市	90	運送事業他	100	役員1名兼任 資金融通及び資金貸付
5 (株)メイコン	愛知県 小牧市	48	運送事業他	100	役員1名兼任 資金融通及び資金貸付
5 日本運輸(株)	群馬県 邑楽郡 大泉町	24	運送事業他	100	役員1名兼任 資金融通及び資金貸付
5 (株)オートテック	埼玉県 狭山市	32	梱包事業他	100	役員1名兼任 資金融通
5, 7 (株)オートテックジャパン	栃木県 芳賀郡 芳賀町	40	テスト事業	100	一部土地・建物の賃貸 役員1名兼任 資金融通
5 エヌケイエンジニアリング(株)	栃木県 芳賀郡 芳賀町	50	梱包事業他	100	一部土地・建物の賃貸 役員2名兼任 資金融通
5 (株)ニッコン九州	熊本県 菊池郡 大津町	10	運送事業他	100	資金融通
5 (株)ニッコン奈良	奈良県 大和郡山市	10	運送事業	100 (100)	資金融通
4 NK PARTS INDUSTRIES, INC.	米国 オハイオ州 シドニー市	千米ドル 17,500	梱包事業他	100	役員1名兼任 資金融通
5 (株)テックサービス	三重県 鈴鹿市	20	テスト事業	100	資金融通
5 日輸商事(株)	埼玉県 狭山市	24	その他事業他	100	一部土地・建物の賃貸 役員1名兼任 資金融通
4 A. N. I. LOGISTICS, LTD.	タイ国 アユタヤ県 ウタイ郡	百万パーツ 373	梱包事業他	99 (50)	役員1名兼任 資金貸付
NK AMERICA, INC.	米国 オハイオ州 シドニー市	千米ドル 1,000	その他事業他	100 (80)	役員1名兼任

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有(被所有)割 合(%)	関係内容
NKA TRANSPORTATION, INC.	米国 オハイオ州 シドニー市	千米ドル 200	運送事業	100 (100)	役員1名兼任
NKA LOGISTICS, INC.	米国 オハイオ州 シドニー市	千米ドル 5	運送事業	100 (100)	役員1名兼任
NIPPON KONPO (THAILAND) CO., LTD.	タイ国 アユタヤ県 ウタイ郡	百万バーツ 344	梱包事業他	99 (51)	役員1名兼任 資金貸付
5 菱自運輸(株)	神奈川県 川崎市 高津区	48	運送事業他	100	役員2名兼任 資金融通及び資金貸付
NKA CUSTOMS SERVICE, INC.	米国 オハイオ州 シドニー市	千米ドル 80	その他事業	100 (100)	役員1名兼任
日梱物流(中国)有限公司	中国江蘇省 南京市	百万元 58	その他事業他	100	役員1名兼任 資金貸付
NIPPON KONPO VIETNAM CO., LTD.	ベトナム国 ハノイ市	百万ドン 64,338	運送事業他	100	-
5 中越テック(株)	東京都 江東区	96	運送事業他	100	役員1名兼任 資金融通及び資金貸付
札幌新聞輸送(株)	北海道 札幌市 西区	15	運送事業	94 (94)	-
A. N. I. TRANSPORT, LTD.	タイ国 アユタヤ県 ウタイ郡	百万バーツ 1	運送事業	99 (99)	役員1名兼任
4 NKP MEXICO, S.A. DE C.V.	メキシコ国 グアナファト州 アバセオ エル グランデ市	千ペソ 249,169	運送事業他	100 (67)	資金貸付
AUTO TECHNIC AMERICAS, INC.	米国 オハイオ州 シドニー市	千米ドル 650	テスト事業他	100 (100)	-
5 トランスポートジャパン(株)	東京都 江東区	10	運送事業	100	資金融通及び資金貸付
5 (株)イトー急行	愛知県 瀬戸市	80	運送事業他	100	役員1名兼任 資金融通及び資金貸付
5 狭山日梱(株)	埼玉県 日高市	10	運送事業	100 (100)	資金融通
5 小川日梱(株)	埼玉県 比企郡 小川町	10	運送事業	100 (100)	資金融通
5 藤沢日梱(株)	神奈川県 藤沢市	10	運送事業	100 (100)	資金融通

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容
5 新潟日梱(株)	新潟県 新潟市	10	運送事業	100 (100)	資金融通
5 松本日梱(株)	長野県 松本市	10	運送事業	100 (100)	資金融通
5 鈴鹿日梱(株)	三重県 鈴鹿市	10	運送事業	100 (100)	資金融通
5 群馬日梱(株)	群馬県 太田市	10	運送事業	100 (100)	資金融通
仙台日梱(株)	宮城県 仙台市	10	運送事業	100 (100)	-
千葉日梱(株)	千葉県 船橋市	10	運送事業	100 (100)	-
SIAM AUTO TECHNIC CO.,LTD.	タイ国 アユタヤ県 ウタイ郡	百万パーツ 30	テスト事業他	99 (99)	役員1名兼任
ニッコンムービング(株)	東京都 中央区	50	梱包事業他	100	一部建物の賃貸 役員1名兼任 資金貸付
ニッコン情報システム(株)	東京都 中央区	50	その他事業	100	一部建物の賃貸 役員2名兼任 資金貸付
G I N Z Aコンサルティング(株)	東京都 中央区	30	その他事業	100	一部建物の賃貸 役員1名兼任 資金貸付
5 NKインターナショナル(株)	東京都 中央区	40	その他事業他	100	一部建物の賃貸 役員2名兼任 資金融通及び資金貸付
日梱重慶物流有限公司	中国重慶市	百万円 53	運送事業他	100 (49)	役員1名兼任 資金貸付
金沢日梱(株)	石川県 白山市	10	運送事業	100 (100)	-
名古屋日梱(株)	愛知県 名古屋市	10	運送事業	100 (100)	-
4 PT NIPPON KONPO INDONESIA	インドネシア国 ジャカルタ市	千米ドル 22,900	運送事業他	95	資金貸付

名称	住所	資本金 又は 出資金 (百万円)	主要な 事業の内容	議決権の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容
NIPPON KONPO INDIA PRIVATE LTD.	インド国 ハリヤナ州 グルガオン市	千インドルピー 440,000	運送事業他	99 (1)	役員1名兼任 資金貸付
松久運輸(株)	岐阜県 加茂郡 坂祝町	10	運送事業他	100	資金貸付
(株)松久総合	岐阜県 美濃加茂市	13	梱包事業他	100	資金貸付
NK LOGISTICA MEXICO, S.A. DE C.V.	メキシコ国 グアナファト州 アバセオ エル グランデ市	千ペソ 50	運送事業	- [100]	-

(持分法適用関連会社)					
富田 日梱儲運(広州) 有限公司	中国広東省 広州市	百万元 28	運送事業他	30	役員1名兼任
CARGA Y LOGISTICA ESPECIALIZADA, S.A. DE C.V.	メキシコ国 グアナファト州 アバセオ エル グランデ市	千ペソ 100	運送事業	49 (49)	-
日本陸送(株)	群馬県 太田市	50	運送事業	34	-

- (注) 1 主要な事業の内容欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
- 2 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
- 3 議決権の所有割合の()は、間接所有割合で内数、[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。
- 4 特定子会社であります。
- 5 資金融通のため、当社との間でCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)を導入しております。
- 6 日本梱包運輸倉庫(株)については、売上高(連結会社相互間の内部売上高を除く。)の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等	(1)売上高	94,514百万円
	(2)経常利益	9,615百万円
	(3)当期純利益	6,495百万円
	(4)純資産額	104,303百万円
	(5)総資産額	142,484百万円

- 7 (株)オートテックジャパンについては、売上高(連結売上高相互間の内部売上高を除く)の連結売上高に占める割合が10%を超えておりますが、セグメント情報のうち、テスト事業の売上高に占める割合が90%を超えているため主要な損益情報等の記載を省略しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2019年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
運送事業	3,444 (1,059)
倉庫事業	950 (325)
梱包事業	5,163 (2,110)
テスト事業	1,996 (30)
その他事業	170 (22)
全社共通	638 (131)
合計	12,361 (3,677)

- (注) 1 従業員数は、就業人員数であります。
 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員数であります。
 3 全社共通は、管理部門の従業員数であります。

(2) 提出会社の状況

2019年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
27 (3)	42.9	16.6	6,454

- (注) 1 従業員数は、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
 2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員数であります。
 4 提出会社の従業員は、梱包事業、その他事業のセグメント及び管理部門に所属しております。

(3) 労働組合の状況

当社の従業員は、主に日本梱包運輸倉庫(株)からの出向者であるため、労働組合は組織されていません。

連結子会社の中では、日本梱包運輸倉庫(株)では1960年6月に会社を単一とする同盟日本梱包運輸倉庫労働組合が結成され、全国交通運輸労働組合総連合に加盟しております。2019年3月31日現在は連結子会社のうち12社も日本梱包運輸倉庫労働組合に加盟しており、組合員数は3,114名であります。(株)オートテックジャパンではオートテックジャパン労働組合が結成されており、全国本田労働組合連合会に加盟し、2019年3月31日現在の組合員数は1,811名であります。菱自運輸(株)では菱自運輸労働組合が結成されており、三菱自動車労働組合連合会に加盟し、2019年3月31日現在の組合員数は93名であります。中越テック(株)では中越テック運送労働組合が、(株)イトー急行ではイトー急行労働組合が結成されており、共に全日本運輸産業労働組合連合会に加盟しております。2019年3月31日現在の組合員数はそれぞれ79名と110名であります。また、(株)日本陸送、(株)メイコン、日本運輸(株)の3社は、会社を単一とし、独立した労働組合を結成しており、2019年3月31日現在の組合員数はそれぞれ、日本陸送労働組合246名、メイコン労働組合93名、日本運輸労働組合357名であります。以上のすべての会社及び組合においては、労使団結の精神に徹して健全なあゆみを続けており、労使関係は安定しております。

その他特記する事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループは、「我々は、地球的視野に立ちビジネスロジスティクスを介し『共有できる喜び』『共感し得る価値』『共生したる環境』を先進創造し、お客様・株主様・従業員と共に社会の繁栄に貢献する」ことを基本理念としております。この理念を信奉し、健全な事業活動を通して、お客様、株主様、地域の皆様に対し、企業責任を果たし、社会の発展に寄与してまいります。

現在、当社グループでは、2017年4月から3か年の中期経営計画「第11次中期経営計画（Challenge11）」をスタートいたしました。「ニッコンホールディングスグループ全体の力を結集させ、無限の知恵と工夫により競争力を高め、お客様が求める高付加価値なサービスを提供するグループ経営基盤を強化し、新たなステージへ挑戦します。」とのグループ経営方針のもと、その最終年度である2020年3月期の経営目標が達成できるよう推進してまいります。

わが国経済は、雇用・所得環境の改善により緩やかな回復基調にあるものの、貿易摩擦問題や地政学的リスクの影響が懸念されるなど、依然として先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

物流業界におきましては、慢性的な労働力不足を背景とする物流コストの上昇、企業過多による競争の激化などにより厳しい経営環境が続くことが見込まれます。

このような状況のもと、第11次中期経営計画の2年目である2019年3月期は、主に既存顧客の業務量増加及び業容の拡大に伴い、売上・利益ともに計画を達成することができました。

しかしながら、当社グループを取り巻くさまざまな経営環境の変化などにより、最終年度である2020年3月期通期の連結業績目標につきましては、売上高は2,080億円、営業利益は205億円、経常利益は221億円、親会社株主に帰属する当期純利益は154億円といたしました。また、自己資本当期純利益率につきましては、当初計画数値を据え置き8%としました。

当社グループは、最終目標の達成に向け引き続き、安全・法令順守の徹底、高品質で競争力のある物流サービスの開発、既存顧客の深堀と新規顧客の開拓、省人化に向けたシステム化・自動化、人材育成等に取り組んでまいります。また、少子高齢化等により国内需要が減少し、成行きでは業務量も減少し区域業者（貸切輸送）の競争が激化します。その競争に勝ち残るためには新輸送網の体制を構築し、更にビジネスモデルを積極的に進化させ、次期中期経営計画につなげる一年にしてまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

2【事業等のリスク】

当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

(1) 燃料費の変動について

当社グループにおいて使用する輸送用車両の燃料費は、原油価格や為替相場の変動により影響を受けております。当社グループはこれらのコスト増が生じた場合、顧客企業との協議により適正な料金の収受を図ってまいります。急激な燃料価格の上昇や適正な料金の収受できないような場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 法的規制等について

当社グループの営む事業について、運送事業の一部（貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業）につきましては、「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）」や「生活環境確保条例」等の規制を受けております。

これらの法規制等への対応については、車両の代替及び排出ガス低減装置の取付けを効果的、効率的に行うことによりコストへの影響を最小限にとどめております。しかしながら、今後規制の内容の変更等が生じた場合、更なるコストの発生が考えられます。

(3) 重大事故の発生可能性について

当社グループにおきましては、順法精神に則り社会的責任を最優先に営業活動を行っておりますが、万一重大な交通事故等が発生してしまった場合、社会及び顧客の信用が低下するとともに、事業所の営業停止、事業許可の取り消し等の行政処分を受ける可能性があります。

(4) 自然災害等について

当社グループが事業を展開する地域において、地震や風水害等により輸送経路が遮断された場合や事業所設備が毀損した場合、停電の発生によりシステム停止等の事態が生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 顧客企業の動向について

当社グループにおきましては、連結売上高のうち自動車業界向け売上高が過半を占めており、主要な顧客企業における生産調整や物流需要等の減少が生じた場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境が改善し、景気は緩やかな回復基調で推移いたしましたが、米中貿易摩擦問題や地政学的リスクの高まりなどにより、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

物流業界におきましては、燃料価格の高騰や労働環境の問題などにより、厳しい経営環境で推移いたしました。

当社グループはこのような経営環境のもと、国内においては熊本県菊陽町、埼玉県寄居町、栃木県宇都宮市、愛知県一宮市、埼玉県狭山市に倉庫及び作業場を新增設し、静岡県浜松市にテスト事業用の開発センターを新設いたしました。一方、海外においてはタイ国及び中国に倉庫を新增設するなど、業容の拡大に向け積極的な設備投資と営業活動を推進してまいりました。

また、松久運輸株式会社及び株式会社松久総合の発行済株式のすべてを取得し、当連結会計年度より連結子会社といたしました。

その結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高1,976億93百万円（前年同期比5.3%増）、営業利益200億28百万円（同5.4%増）、経常利益220億19百万円（同6.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益147億68百万円（同1.5%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

運送事業

貨物取扱量の増加により、売上高は前年同期比5.1%増の932億94百万円となりました。営業利益は、燃料価格の上昇はありましたが、輸送効率の向上や減価償却費の減少などにより前年同期比14.3%増の54億67百万円となりました。

倉庫事業

保管貨物量の増加により、売上高は前年同期比3.6%増の287億10百万円となりました。営業利益は、増収効果などにより前年同期比7.1%増の64億4百万円となりました。

梱包事業

業務量の増加により、売上高は前年同期比6.9%増の471億48百万円となりました。営業利益は、外注費等の上昇はありましたが、増収効果や業務の効率化などにより前年同期比2.0%増の40億1百万円となりました。

テスト事業

業務量の増加により、売上高は前年同期比2.7%増の222億13百万円となりました。営業利益は、増収効果などにより前年同期比2.0%増の39億2百万円となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は252億31百万円となり、前連結会計年度末に比べ30億71百万円減少しました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は253億37百万円となり、前連結会計年度に比べ10億27百万円増加しました。これは主に、増加要因として退職給付に係る負債の増減によるキャッシュ・フローが10億4百万円増加したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は168億92百万円となり、前連結会計年度に比べ59億92百万円減少しました。これは主に、減少要因として定期預金の払戻による収入が89億33百万円増加、有形固定資産の取得による支出が12億63百万円減少した一方、増加要因として定期預金の預入による支出が30億38百万円増加したことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果減少した資金は116億59百万円となり、前連結会計年度に比べ33億28百万円増加しました。これは主に、資金の減少要因として自己株式の取得による支出が25億36百万円、長期借入金の返済による支出が3億22百万円それぞれ増加したことによるものであります。

販売の実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		
	金額(百万円)	構成比(%)	前年同期比(%)
運送事業	93,294	47.2	105.1
倉庫事業	28,710	14.5	103.6
梱包事業	47,148	23.8	106.9
テスト事業	22,213	11.2	102.7
その他事業	6,325	3.2	112.6
合計	197,693	100.0	105.3

(注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。

2 最近2連結会計年度における主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
本田技研工業(株)	17,009	9.1	17,265	8.7

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、当連結会計年度における財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に影響を与えるような見積り、予測を必要としております。当社グループは、過去の実績値や状況を踏まえ合理的と判断される前提に基づき、継続的に見積り、予測を行っております。そのため実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の経営成績等は、以下のとおりであります。

a. 財政状態

(資産の部)

当連結会計年度末における流動資産は694億1百万円となり、前連結会計年度末に比べ32億5百万円減少しました。これは主に有価証券が38億29百万円、現金及び預金が8億15百万円それぞれ減少した一方、電子記録債権が4億61百万円、受取手形及び売掛金が3億56百万円それぞれ増加したことによるものであります。固定資産は2,248億11百万円となり、前連結会計年度末に比べ114億5百万円増加しました。これは主に有形固定資産が145億83百万円増加した一方、投資有価証券が42億18百万円減少したことによるものであります。

この結果、総資産は2,942億13百万円となり、前連結会計年度末に比べ82億円増加しました。

(負債の部)

当連結会計年度末における流動負債は514億58百万円となり、前連結会計年度末に比べ13億55百万円減少しました。これは主に1年内償還予定の社債が100億円減少した一方、営業外電子記録債務が74億2百万円、設備関係支払手形が12億2百万円それぞれ増加したことによるものであります。固定負債は558億53百万円となり、前連結会計年度末に比べ52億81百万円増加しました。これは主に社債が100億円増加した一方、長期借入金が35億83百万円、繰延税金負債が13億1百万円それぞれ減少したことによるものであります。

この結果、負債合計は1,073億12百万円となり、前連結会計年度末に比べ39億26百万円増加しました。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産は1,869億円となり、前連結会計年度末に比べ42億73百万円増加しました。これは主に利益剰余金が102億60百万円増加した一方、自己株式が30億51百万円増加、その他有価証券評価差額金が31億45百万円減少したことによるものであります。

この結果、自己資本比率は63.3%（前連結会計年度末は63.7%）となりました。

b. 経営成績

(売上高)

当連結会計年度における売上高は1,976億93百万円（前年同期比5.3%増）となりました。これは主に、当社グループの主要顧客である自動車業界を中心として貨物取扱量が増加したことによるものであります。セグメント別の売上高につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載しております。

(営業利益)

当連結会計年度における営業利益は200億28百万円（前年同期比5.4%増）となりました。これは主に、業務の効率化及び増収効果等によるものであります。セグメント別の営業利益につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載しております。

(経常利益)

当連結会計年度における営業外収益は24億33百万円（前年同期比17.3%増）となりました。これは主に、受取補償金の増加によるものであります。営業外費用は4億43百万円（前年同期比19.7%増）となりました。これは主に、社債発行費の増加によるものであります。

この結果、経常利益は220億19百万円（前年同期比6.3%増）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における特別利益は98百万円となり、前連結会計年度に比べ5億49百万円減少しました。これは主に、固定資産売却益が減少したことによります。特別損失は3億87百万円となり、前連結会計年度に比べ2億83百万円増加しました。これは主に、建物取り壊し費用として固定資産除却損が増加したことによります。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は147億68百万円（前年同期比1.5%増）となりました。

c. キャッシュ・フローの分析

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

d. 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの事業活動における資金需要としては、事業を行うための費用や一般管理費などの営業費用としての運転資金と主に倉庫、作業所及び事業用車両等の固定資産購入のための設備資金があります。

当社グループは、運転資金につきましては内部資金により、設備資金につきましては、内部資金のほか必要に応じて固定金利の社債及び金融機関からの借入金で調達することを基本としております。当連結会計年度末における社債の残高は200億円、借入金の残高は265億円であります。

なお、当社は格付機関である格付投資情報センターから「A」の格付を取得しております。

経営方針、経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、2017年4月1日から3か年の中期経営計画をスタートさせ、その2年目である2018年度の達成・進捗状況は以下のとおりです。

売上高は、計画比26億93百万円（1.4%）増となり、おおむね計画どおりとなりました。営業利益は、計画比5億28百万円（2.7%）増となりましたが、これは主に業務の効率化及び増収効果によるものであります。親会社株主に帰属する当期純利益は、計画比1億68百万円（1.2%）増となり、おおむね計画どおりとなりました。

なお、最終年度である2019年度の連結業績目標は、売上高2,080億円、営業利益205億円、経常利益221億円、親会社株主に帰属する当期純利益154億円、自己資本当期純利益率8%であります。

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資については、営業車両の新規取得、自社倉庫の拡大等を中心に、25,914百万円の設備投資を実施しました。セグメントごとの設備投資について示すと次のとおりであります。

(1) 運送事業

運送事業用土地及び営業車両174台の新規取得、改造費用等により5,811百万円の設備投資を実施いたしました。

(2) 倉庫事業

倉庫事業用土地及び栃木県宇都宮市、埼玉県狭山市、熊本県菊陽町の倉庫取得等により、11,027百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 梱包事業

梱包事業用土地及び埼玉県寄居町の作業所等、千葉県佐倉市の荷捌き作業用下屋、構内作業用フォークリフトの新規取得等により、4,044百万円の設備投資を実施いたしました。

(4) テスト事業

テスト事業の設備投資の金額は、主に静岡県浜松市のテスト事業用建物取得によるものであり、2,916百万円となりました。

(5) その他事業

その他事業の設備投資の金額は、東京都中央区の賃貸等不動産取得によるものであり、2,113百万円となりました。

なお、いずれのセグメントにおいても、重要な設備の除却または売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2019年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、器 具及び 備品	土地		リース資産		合計
						面積 (千㎡)	金額			
本社他 (東京都中央区他)	その他事業 全社	事務所他	338	1	5	1	1,468	-	1,814	21
不動産事業部 (千葉県習志野市他)	その他事業	倉庫 作業所他	4,715	18	5	194	14,138	-	18,877	6

(2) 国内子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)							従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、器 具及び 備品	土地		リース資産	合計	
							面積 (千㎡)	金額			
日本梱包運 輸倉庫(株)	本社 (東京都 中央区) 他63事業所	運送事業 倉庫事業 梱包事業 その他事業 全社	営業車両 倉庫 荷捌き所 給油施設 事務所他	52,775	2,934	465	2,634 (322)	53,473	29	109,678	3,046
(株)日本陸送	伊賀営業所 (三重県 伊賀市) 他16事業所	運送事業 倉庫事業 梱包事業 その他事業 全社	営業車両 倉庫 荷捌き所 給油施設 事務所他	6,319	588	51	307 (102)	5,050	-	12,009	289
(株)メイコン	滋賀営業所 (滋賀県 長浜市) 他5事業所	運送事業 倉庫事業 梱包事業 その他事業 全社	営業車両 倉庫 荷捌き所 給油施設 事務所他	5,093	617	25	245 (50)	4,874	-	10,611	120
日本運輸(株)	館林営業所 (群馬県 館林市) 他12事業所	運送事業 倉庫事業 梱包事業 その他事業 全社	営業車両 倉庫 荷捌き所 給油施設 事務所他	3,360	342	42	252 (169)	4,156	-	7,902	386
(株)オートテ クニック ジャパン	テクニカル センター (栃木県 芳賀郡 芳賀町) 他4事業所	テスト事業	車両テス ト設備 事務所他	2,156	2,413	304	18 (48)	508	3	5,385	1,872
中越テック (株)	東京営業部 (東京都 江東区) 他15事業所	運送事業 倉庫事業 梱包事業	営業車輛 倉庫 荷捌き所 事務所他	848	244	29	49 (20)	1,800	-	2,924	280
(株)イトー急 行	本社 (愛知県 瀬戸市) 他15事業所	運送事業 倉庫事業	営業車輛 倉庫 事務所他	1,573	225	29	138 (23)	2,422	4	4,255	548

(3) 在外子会社

2019年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	工具、器 具及び 備品	土地		リース資産		合計
							面積 (千㎡)	金額			
NK PARTS INDUSTRIES, INC.	本社 (米国 オハイオ州 シドニー市) 他1事業所	運送事業 倉庫事業 梱包事業 その他事業 全社	営業車両 倉庫 荷捌き所 機械据付 設備 事務所他	1,564	58	193	707 (30)	247	-	2,063	594

(注) 1 投下資本の金額は有形固定資産の帳簿価額で、建設仮勘定の金額は含まれておりません。

2 (外書)は、賃借中のものです。

3 主要な設備のうち、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

提出会社

主要な賃借設備はありません。

国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料(百万円)
日本梱包運輸倉庫(株)	朝霞営業所 (埼玉県入間郡 三芳町) 他23事業所	運送事業 倉庫事業 梱包事業	土地・建物	1,516
(株)日本陸送	関東営業所 (埼玉県川越市)	倉庫事業 梱包事業	土地・建物	82
(株)メイコン	本社営業所 (愛知県小牧市)	倉庫事業	土地・建物	76
日本運輸(株)	関東ロジスティック センター営業所 (群馬県太田市) 他3事業所	倉庫事業 梱包事業	土地・建物	603

在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料(百万円)
NK PARTS INDUSTRIES, INC.	ヴァンデマーク倉庫 (米国オハイオ 州)	倉庫事業	土地・建物	96
日梱物流(中 国)有限公司	広州分公司 (中国広州市)	倉庫事業	土地・建物	78
NIPPON KONPO VIETNAM CO.,LTD.	ビンズン倉庫 (ベトナム国 ビンズン省)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	土地・建物	103

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

提出会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後 の増加 能力
				総額	既支払額				
ニッコンホールディングス(株)	ATJ開発センター (栃木県芳賀町)	その他事業	倉庫新設	3,179	373	自己資金	2018年6月	2020年2月	面積 3千㎡

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

国内子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後 の増加 能力
				総額	既支払額				
日本梱包運輸倉庫(株)	長浜営業所 (滋賀県長浜市)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	倉庫新設	1,798	1,349	自己資金	2017年10月	2019年5月	面積 14千㎡
日本梱包運輸倉庫(株)	菊陽営業所 (熊本県菊陽町)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	倉庫建替	840	548	自己資金	2017年6月	2019年5月	面積 5千㎡
日本梱包運輸倉庫(株)	小川営業所 (埼玉県小川市)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	土地造成	1,101	522	自己資金	2016年9月	2019年6月	-
日本梱包運輸倉庫(株)	未定 (宮城県岩沼市)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	土地購入	746	-	自己資金	2019年6月	2019年6月	面積 29㎡
日本梱包運輸倉庫(株)	長船営業所 (岡山県瀬戸内市)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	土地購入 及び造成	73	-	自己資金	2019年6月	2019年9月	面積 4千㎡
日本梱包運輸倉庫(株)	未定 (茨城県古河市)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	土地購入	504	18	自己資金	2019年1月	2019年12月	面積 30㎡
日本梱包運輸倉庫(株)	未定 (大阪府茨木市)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	土地購入	2,893	-	自己資金	2018年11月	2020年2月	面積 38千㎡
日本梱包運輸倉庫(株)	長船営業所 (岡山県瀬戸内市)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	倉庫新設	1,146	-	自己資金	2020年1月	2020年9月	面積 6千㎡
(株)日本陸送	北勢営業所 (三重県いなべ市)	運送事業 倉庫事業	倉庫増設	195	2	自己資金	2019年3月	2019年9月	面積 2千㎡
(株)メイコン	未定 (愛知県小牧市)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	土地購入 及び造成	1,600	22	自己資金	2018年10月	2020年2月	面積 28千㎡
日本運輸(株)	未定 (群馬県伊勢崎市)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	土地購入 及び造成	756	-	自己資金	2018年9月	2020年1月	面積 19千㎡
(株)オートテック ニックジャパン	ATJ開発センター (栃木県芳賀町)	テスト事業	テスト事業 用設備	2,597	-	自己資金	2018年11月	2020年3月	-

(注) 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

在外子会社

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額 (百万円)		資金調達方法	着手年月	完了予定年月	完成後 の増加 能力
				総額	既支払額				
NKP MEXICO, S.A. DE C.V.	シラオ事業所 (メキシコ国 グアナファト州)	運送事業 倉庫事業 梱包事業	倉庫新設	606	-	自己資金	2019年2月	2019年12月	面積 11千㎡
NIPPON KONPO (THAILAND) CO.,LTD.	レムチャバン営業所 (タイ国 チョンブリ県)	倉庫事業 梱包事業	倉庫増設	984	672	自己資金	2018年1月	2019年4月	面積 13千㎡
NIPPON KONPO (THAILAND) CO.,LTD.	ラヨン営業所 (タイ国 ラヨン県)	倉庫事業 梱包事業	倉庫増設	174	121	自己資金	2018年9月	2019年5月	面積 42千㎡

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	152,000,000
計	152,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2019年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2019年6月28日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	68,239,892	68,239,892	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数 100株
計	68,239,892	68,239,892	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	2011年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社執行役員 10名
新株予約権の数(個)	490
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 49,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1(注)1
新株予約権の行使期間	自 2011年7月20日 至 2046年7月19日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 771 資本組入額 386
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

当社は、以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2012年7月13日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社執行役員 13名
新株予約権の数(個)	460
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 46,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1(注)1
新株予約権の行使期間	自 2012年7月31日 至 2047年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 827 資本組入額 414
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

当社は、以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2013年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社執行役員 14名
新株予約権の数(個)	313
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 31,300
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1(注)1
新株予約権の行使期間	自 2013年7月23日 至 2048年7月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,480 資本組入額 740
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

当社は、以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2014年6月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社執行役員 13名
新株予約権の数(個)	274
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 27,400
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1(注)1
新株予約権の行使期間	自 2014年7月23日 至 2049年7月22日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,582 資本組入額 791
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

当社は、以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2015年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社執行役員 14名
新株予約権の数(個)	228
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 22,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1(注)1
新株予約権の行使期間	自 2015年7月28日 至 2050年7月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,856 資本組入額 928
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

当社は、以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2016年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社執行役員 6名
新株予約権の数(個)	295
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 29,500
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1(注)1
新株予約権の行使期間	自 2016年7月22日 至 2051年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,830 資本組入額 915
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

当社は、以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2017年6月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社執行役員 6名
新株予約権の数(個)	208
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 20,800
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1(注)1
新株予約権の行使期間	自 2017年7月22日 至 2052年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,230 資本組入額 1,115
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

当社は、以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

決議年月日	2018年6月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 7名 当社執行役員 5名
新株予約権の数(個)	181
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 18,100
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株につき1(注)1
新株予約権の行使期間	自 2018年7月21日 至 2053年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,542 資本組入額 1,271
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、原則として当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内(10日目が休日に当たる場合には翌営業日)に限り、新株予約権を行使することができる。 その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

当事業年度の末日(2019年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2019年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注)1 新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。

当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

- 2 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株あたり1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本金組入額に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

新株予約権の行使の条件

上記新株予約権の行使の条件に準じて決定する。

新株予約権の取得条項

当社は、以下のイ、ロ、ハ、ニ又はホの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年3月25日 (注1)	2,000,000	68,239,892	-	11,316	-	12,332
2018年1月1日 (注2)	-	68,239,892	-	11,316	749	11,582

(注) 1. 自己株式の消却による減少であります。

2. 会社分割による減少であり、完全子会社である日本梱包運輸倉庫株式会社へ事業を承継したことによるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2019年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	45	24	121	177	1	2,517	2,885	-
所有株式数 (単元)	-	184,654	10,304	119,926	250,867	3	116,226	681,980	41,892
所有株式数の 割合(%)	-	27.08	1.51	17.58	36.79	0.00	17.04	100.00	-

(注) 自己株式1,943,839株は、「個人その他」に19,438単元、「単元未満株式の状況」に39株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2019年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己 株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT, UK	5,702	8.60
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	3,324	5.02
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT, UK	2,988	4.51
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	2,580	3.89
本田技研工業株式会社	東京都港区南青山二丁目1番1号	2,449	3.69
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)SUB A/C NON TREATY	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT, UK	1,951	2.94
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE IEDU UCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT, UK	1,871	2.82
いすゞ自動車株式会社	東京都品川区南大井六丁目26番1号	1,692	2.55
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE THE KILTEARN GLOBAL EQUITY FUND	50 BANK STREET CANARY WHARF LONDON E14 5 NT, UK	1,580	2.38
日野自動車株式会社	東京都日野市日野台三丁目1番地1番	1,494	2.25
計	-	25,635	38.65

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 3,324千株

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 2,580千株

2 次の法人から、大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、次のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、2019年3月31日現在における当該法人名義の実質保有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書(変更報告書)の写しの内容は以下のとおりであります。

大量保有者名 キルターン・パートナーズ・エルエルピー
住所 英国スコットランドEH3 8BL、ミッドロージアン、エディンバラ、
センプル・ストリート、エクスチェンジ・プレイス3
所有株式数 2,710,400株
株券等保有割合 3.97%
提出日 2019年3月7日
報告義務発生日 2019年2月28日

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,943,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 66,254,200	662,542	-
単元未満株式	普通株式 41,892	-	-
発行済株式総数	68,239,892	-	-
総株主の議決権	-	662,542	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式39株が含まれております。

【自己株式等】

2019年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
ニッコンホール ディングス株式会 社	東京都中央区 明石町6番17号	1,943,800	-	1,943,800	2.85
計	-	1,943,800	-	1,943,800	2.85

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2018年3月2日)での決議状況 (取得期間2018年3月5日~2018年5月31日)	700,000	2,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	191,000	528,691,700
当事業年度における取得自己株式	153,200	439,048,100
残存決議株式の総数及び価額の総額	355,800	1,032,260,200
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	50.8	51.6
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	50.8	51.6

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2018年9月7日)での決議状況 (取得期間2018年9月10日~2018年12月28日)	700,000	2,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	700,000	1,956,108,300
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	43,891,700
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	2.2
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	2.2

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2018年12月7日)での決議状況 (取得日2018年12月10日)	241,000	669,498,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	241,000	669,498,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年5月10日)での決議状況 (取得日2019年5月13日)	200,000	486,200,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	200,000	486,200,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	200,000	486,200,000
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2019年6月7日)での決議状況 (取得期間2019年6月10日~2019年8月30日)	385,000	1,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	-	-
残存決議株式の総数及び価額の総額	385,000	1,000,000,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	65,400	168,687,100
提出日現在の未行使割合(%)	83.0	83.1

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月17日からこの有価証券報告書提出日までの期間における買取りによる株式は含まれておりません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	737	2,043,640
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(注)3	7,300	15,525,271	-	-
保有自己株式数	1,943,839	-	2,143,839	-

(注) 1 当期間における処理自己株式には、2019年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の売渡しによる株式は含まれておりません。

2 当期間における保有自己株式数には、2019年6月1日からのこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び受渡しによる株式は含まれておりません。

3 当事業年度及び当期間は、新株予約権の権利行使であります。

3【配当政策】

当社の利益配分につきましては、配当性向30%を目途とし、今後の収益予想、企業体質強化、配当性向などを総合的に勘案し、配当を行うことを基本方針としております。配当の支払回数等につきましては、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当社は、2006年6月29日開催の定時株主総会において、機動的な利益還元ができるよう取締役会決議でも剰余金の配当を行うことができる旨の定款変更を行いました。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり67円（うち中間配当32円）の配当を実施することを決定しました。

この結果、当事業年度の配当性向は49.3%（当連結会計年度の連結配当性向は30.3%）となりました。

内部留保資金につきましては、各々の事業の競争力強化のための設備投資、財務体質強化資金に充て、グループの企業価値向上のため活用してまいります。

当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

（注） 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2018年11月2日 取締役会決議	2,147	32
2019年5月10日 取締役会決議	2,320	35

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、物流に関する一貫体制を整えた総合物流業者として、経営の健全性、順法性、迅速性を常に意識し、上場企業として株主、投資家の皆様をはじめ、取引先等の利害関係者から信頼される関係を築き、長期的に成長を継続し、企業価値を向上させていくことが重要と考え、企業活動を律する枠組み（コーポレート・ガバナンス）の環境整備とそれを有効に機能させるため、組織体制の整備・強化を行い、企業活動の透明性の確保に努めております。

内部統制の仕組みは、企業の健全性を守るための施策として、「行動指針」を制定し、コンプライアンス体制及びリスク管理体制を整備しております。

こうした事業活動を行うことによって、お客様・株主様・その他の皆様に対し、企業責任を果たし、社会の発展に寄与したいと考えております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

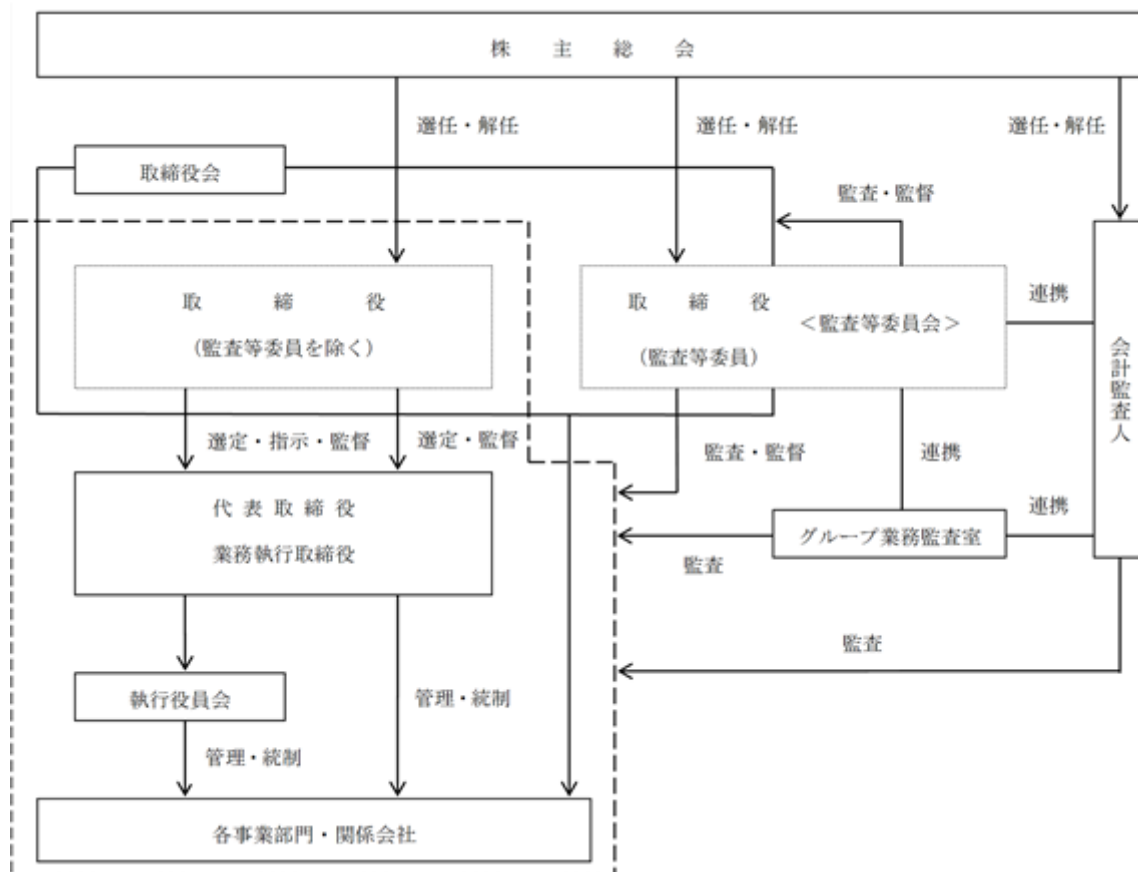
当社は、取締役会の監督機能を更に強化するとともに、意思決定の迅速化を図り、コーポレート・ガバナンスコードの一層の充実と、更なる企業価値の向上を図ることを目的として、2018年6月28日開催の定時株主総会の決議により監査等委員会設置会社に移行しました。

当社は、経営管理機構として取締役会・監査等委員会・会計監査人を設置しております。

取締役会は、代表取締役社長 黒岩正勝が議長を務めております。その他のメンバーとして、取締役 長岡敏巳、取締役 黒岩慶太、取締役 佐野恭行、取締役 忝田泰典、取締役 大岡誠司、取締役 鈴木隆、取締役 小林克典、取締役 金子和孝、取締役 宮田英樹、取締役 味岡良行の取締役11名で構成されており、そのうち、鈴木隆、小林克典、宮田英樹、味岡良行の4名が社外取締役であります。重要事項の決裁を目的とした毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。重要決定事項の意思決定の迅速化を目的として経営戦略会議を毎月1回、報告及び情報交換等を目的とした執行役員会を毎月1回開催し、監督機能強化、審議・報告事項の充実、機動的な意思決定ができる体制としております。また、経営の意思決定、監督機能と業務執行の機能を分離し、意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を図り、経営の効率化を高めるとともにコーポレート・ガバナンスの強化を図るため執行役員制度を導入しております。

監査等委員会は、監査等委員 金子和孝が委員長を務めており、その他のメンバーとして、監査等委員 宮田英樹、監査等委員 味岡良行の監査等委員3名で構成されており、そのうち、宮田英樹、味岡良行の2名が社外取締役であります。監査等委員会及び監査等委員ミーティングを開催し、その独立性や機能強化を図り、「監査等委員会規則」、「監査等委員会監査等基準」及び「内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準」に沿った監査体制としております。また、監査等委員については、取締役会その他重要な会議への出席、取締役及び各部門長等からの個別ヒアリング、また国内及び海外事業所の業務監査・報告等を通して、取締役の職務執行について十分監視できる体制としております。

当社は社外からのチェックという観点から、社外取締役4名による監視・監督をしております。従って、現在、経営監視機能の客観性及び中立性が確保されていると考えており、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保できていると考えております。



企業統治に関するその他の事項

当社の内部統制のシステムは、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びその子会社における業務の適正を確保するため、以下のとおり、「内部統制システム構築に関する基本方針」を定め、そのシステムの構築に必要な体制の整備を図り、その維持に努めるものとします。

- a. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項（会社法施行規則第110条の4第1項第1号）
監査等委員会の職務の執行のために必要となる使用人（以下「補助使用人」という。）を置く。
- b. 補助使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項（同項第2号）
補助使用人は、監査等委員会の職務を補助する範囲内において、監査等委員である取締役の指揮命令に従う。
補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。
- c. 監査等委員会の使用補助人に対する使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項（同項第3号）
取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役の補助使用人に対する指揮命令を不当に制限しない。
- d. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制（同項第4号）
監査等委員である取締役は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を聴取・把握するため、取締役会のほか、経営戦略会議その他の重要な会議又は委員会・報告会等に出席することができ、必要に応じて説明を求め、また、関係資料を閲覧することができる。
監査等委員である取締役に定期的に報告すべき事項（グループ会社を含む。）
経営・事業の遂行状況、財務状況
内部監査部門が実施した内部監査の結果（内部統制システムの状況を含む。）
リスク及びリスク管理の状況
コンプライアンスの状況（事故・不正・苦情・トラブル）等
監査等委員である取締役に臨時的に報告すべき事項（グループ会社を含む。）
会社に著しい損害・被害・信用の低下、業績へ影響を及ぼす恐れのある事実
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行に関して不正の行為、法令、定款に違反する
重大な事実
内部通報制度に基づき通報された事実

当局検査、外部監査の結果

当局から受けた行政処分等

重要な会計方針の変更、会計基準等の制定（改廃）

業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書の内容等

社内規則、規程、基準等に違反する重大な事実

その他、監査等委員である取締役又は監査等委員会が必要に応じて報告を求める事項

- e．前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制（同項第5号）

監査等委員会に前項に規定する報告を行ったニッコンホールディングスグループの取締役及び使用人等に対する人事異動・人事評価・懲戒処分に関しては、監査等委員会の事前の同意を得る。（同項第5号）

- f．取締役の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項（同項第6号）

当社は、監査等委員会の職務執行について生ずる費用の前払又は債務の請求があった場合は速やかに支払う。

- g．その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制（同項第7号）

代表取締役は、監査等委員である取締役と定期的に会合をもち、当社の経営方針を説明するとともに、会社に対処すべき課題、会社を取巻くリスクのほか、監査等委員である取締役の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、監査等委員会との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役が会社の業務及び財産の状況の調査その他監査業務を遂行するにあたり、内部監査部門と緊密な関係を保ち、効率的な監査が実施できるよう、内部監査部門の体制と環境を整備する。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役が会計監査人と定期的な会合をもつほか、会計監査人の往査に立会うなど、会計監査人と緊密な関係を保ち、効率的な監査が実施できるよう、体制と環境を整備する。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、監査等委員である取締役が監査を実施するにあたり必要な場合には、外部専門家（弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタント等）を活用することができるよう、体制と環境を整備する。

- h．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第399条の13第1項第1号八前段）

取締役は、取締役会が定める「ニッコンホールディングスグループ基本理念」及び「ニッコンホールディングスグループ行動指針」に従い、法令及び定款を順守するとともに、倫理観をもって事業活動を行う企業風土を醸成するため、取締役自らによる率先垂範と従業員への周知徹底に取り組む。

当社は、コンプライアンスと社会的責任を果たすことを経営の最重要課題と位置付け、コンプライアンスに関する諸施策については、これを法務部に一元的に主管させ、コンプライアンス体制及び内部統制の整備や推進活動を行い、コンプライアンスの徹底を図る。

当社のコンプライアンス体制は、取締役会、コンプライアンス推進委員会、グループ管理部及び各部門の責任者を中心に運営する。

コンプライアンス推進委員会は、コンプライアンスに関する社内規程に沿って、ニッコンホールディングスグループ全体におけるコンプライアンスに関する重要な問題を審議するとともに、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓発・教育を行う。また、必要に応じて取締役会に報告、助言を行う。

法務部は、コンプライアンス推進委員会の事務局を務めるとともに、コンプライアンス体制に関する企画、推進を担当する。

- i．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第110条の4第2項第1号）

取締役会等の議事録、稟議書その他の取締役の職務執行に係る情報は、社内規程（文書・情報の保管・管理に関する諸規程）を制定し、それに従い適切に保存・管理を行う。

上記社内規程には、保存・管理の対象とすべき情報の明確化、保存期間と管理方法、情報セキュリティポリシーの制定、情報の保存・管理のための組織の制定と必要な権限の付与、情報の漏えい、滅失又は紛失時の対応方法の制定を含む。

- j．損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制（同項第2号、同項第5号口）

当社は、ニッコンホールディングスグループ全体のリスク管理を体系的に実施するために「リスク管理規程」を定める。

当社は、その運用にあたって、リスク管理委員会を設置の上、リスク管理責任者を任命し、職務分掌の制定を行い、必要な権限を付与する。

リスク管理委員会は、ニッコンホールディングスグループ全体で予見されるリスクの識別・分析・評価、企業戦略と整合性を持ち経営環境の変化への対応力を備えたリスク管理、その具体的な計画の策定、リスク管理体制の有効性の検証、リスク管理に関する取締役会への報告事項の明確化等を行う。

ニッコンホールディングスグループのリスク管理責任者は、当社の「リスク管理規程」に則り、リスクの管理状況を当社リスク管理委員会に報告する。

リスク管理委員会は、定期的にニッコンホールディングスグループのリスク管理に関する事項を取締役に報告する。

k. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（同項第3号）

当社は、取締役会を月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催する取締役会で決定を行う。

取締役会は、経営方針、法令で定められた事項、その他の経営に関する重要事項を決定し、経営計画及び各部門の業務計画等の進捗状況及び実施状況等を、定期的に監督する。

ニッコンホールディングスグループは、取締役の職務分担、各部門の職務分掌を明確にし、権限の付与により、取締役の職務執行の効率性を確保する。

l. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（同項第4号、同項第5号ニ）

ニッコンホールディングスグループは、健全な事業活動を通して、お客様、株主様、地域の皆様に対し、企業責任を果たし、社会の発展に寄与する。この目的を達するため、ニッコンホールディングスグループは、2007年10月に制定した「ニッコンホールディングスグループ行動指針」を、全従業員が一丸となって実践する。

当社は、コンプライアンス等に関する情報の通報のため、「コンプライアンス ホットライン（社内外からの通報制度）」を設置する。コンプライアンス推進委員会は、同ホットラインで通報された案件を審議し、適正な対応を行う。

内部監査部門は、コンプライアンス体制の整備、有効性の検証を行う。

m. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制（同項第5号）

当社は、子会社を管理する専任部署を設置し、責任者を任命の上「関係会社規程」に基づき子会社の業務等を管理する体制とする。

子会社の取締役等は、子会社の事業及び業務の状況を定期的に当社の取締役に報告する。

子会社は、当社の内部監査部門及び監査等委員である取締役の監査の対象とする。

当社は、親会社である当社において、子会社が不当な行為を行わないように監視する体制、また、親会社が、不当な行為を子会社に指示したときに、子会社がそれに従わなくてもよい体制を整備する。

当社は、財務報告の信頼性を確保し、社会的な信用の維持向上に資するために必要な内部統制の体制を整備し運用する。

n. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

ニッコンホールディングスグループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる暴力団等の反社会的勢力との関係を遮断するための体制を整備し、反社会的勢力とは、組織全体として対応し、毅然とした態度で臨み、取引関係を含めて一切の関係をもたない。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

ニッコンホールディングスグループは、反社会的勢力排除に向け、各総務部門を対応部署とし、平素から、警察、弁護士等の外部の専門機関と緊密な関係を構築し、情報交換、各種研修への参加等により連携強化を図る。

責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額を限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

また、当社と会計監査人との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項に定める金額を限定とする契約を締結しております。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名以上11名以内とし、監査等委員である取締役は、4名以内（このうち、過半数を社外取締役とする。）旨を定款で定めております。

株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

a．自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して機動的に資本政策を遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

b．剰余金の配当

当社は、株主の皆様への機動的な利益還元ができるよう、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会決議によって定めることとする旨を定款で定めております。

取締役の選任の決議要件

取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及びその選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性 11名 女性 - 名 (役員のうち女性の比率 - %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長 社長執行役員	黒岩 正勝	1951年2月2日生	1973年3月 当社入社 1981年9月 当社鈴鹿センター営業所長 1986年6月 当社取締役 1989年6月 当社常務取締役 1994年11月 A.N.I.LOGISTICS,LTD.社長 1999年6月 当社専務取締役 2003年1月 NK PARTS INDUSTRIES,INC.会長兼社長 2009年4月 当社営業本部長 2009年6月 当社代表取締役社長 2011年6月 当社代表取締役社長執行役員 2015年10月 当社代表取締役社長 社長執行役員(現在)	(注)4	392
代表取締役 専務執行役員 海外事業部長	長岡 敏巳	1956年1月21日生	1979年3月 当社入社 1993年4月 当社和光営業所長 1996年4月 NK PARTS INDUSTRIES,INC.出向 2002年7月 A.N.I.LOGISTICS,LTD.社長 2006年6月 当社取締役 2008年6月 当社海外事業推進部長 2009年4月 当社KD営業部長 2009年6月 当社常務取締役 2009年7月 当社埼玉事業部長、国際営業部長 2011年6月 当社取締役常務執行役員 2012年6月 当社取締役専務執行役員 2015年10月 当社取締役執行役員 2015年10月 当社海外事業部長(現在) 2016年4月 当社取締役専務執行役員 2016年6月 当社代表取締役専務執行役員(現在)	(注)4	32
代表取締役	黒岩 慶太	1956年7月10日生	1979年3月 当社入社 1985年9月 日本運輸㈱伊勢崎営業所長 1989年5月 同社取締役 1991年5月 同社代表取締役社長 1999年6月 当社取締役 2003年6月 当社常務取締役 2004年6月 当社代表取締役副社長 2011年6月 当社代表取締役副社長執行役員 2015年10月 当社代表取締役執行役員 2016年4月 当社代表取締役(現在)	(注)4	525
取締役 常務執行役員	佐野 恭行	1957年6月25日生	1980年3月 当社入社 1992年9月 当社狭山梱包センター営業所長 1996年11月 当社群馬営業所長 2004年4月 当社勤労部次長 2005年6月 当社人事部長兼勤労部長 2007年6月 当社取締役 2007年6月 当社総務部長 2010年8月 当社社長室長 2011年6月 当社取締役執行役員 2012年6月 当社取締役常務執行役員 2015年10月 当社取締役執行役員 2015年10月 当社グループ管理部長 2016年4月 当社取締役常務執行役員(現在)	(注)4	28

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 執行役員 経理部長 法務部長	忝田 泰典	1959年3月9日生	1982年3月 当社入社 1997年11月 当社経理部次長 2000年6月 NK PARTS INDUSTRIES, INC. 出向 2007年6月 当社経理部長(現在) 2009年10月 当社関係会社管理部長 2012年4月 当社執行役員 2012年6月 当社取締役執行役員(現在) 2019年4月 当社法務部長(現在)	(注)4	22
取締役 執行役員 国内事業部長	大岡 誠司	1960年6月30日生	1983年3月 当社入社 1992年10月 当社狭山梱包センター営業所課長 1998年8月 A.N.I.LOGISTICS, LTD出向 2007年6月 当社KD梱包営業所長 2009年7月 当社梱包営業部長兼KD梱包営業所長 2011年4月 当社梱包営業部長兼東京事業部長 2011年6月 当社執行役員 2014年1月 当社梱包営業部長兼東京事業部長兼第五営業部長 2015年9月 当社執行役員退任 2015年10月 日本梱包運輸倉庫(株)執行役員 2016年4月 当社執行役員 2016年6月 当社取締役執行役員(現在) 2016年7月 当社国内事業部長(現在) 2017年6月 日本梱包運輸倉庫(株)代表取締役社長執行役員(現在)	(注)4	12
取締役	鈴木 隆	1951年4月21日生	1974年4月 三菱商事(株)入社 1980年11月 五十鈴鋼材(株)(現五十鈴(株))入社 1987年3月 同社取締役 1987年5月 同社常務取締役 1990年3月 同社取締役副社長 1992年5月 同社代表取締役社長 2000年4月 同社代表取締役社長(最高経営責任者)(現在) 2010年11月 (株)メタルワン・サービスセンター・ホールディングス代表取締役社長 2013年6月 当社社外取締役(現在) 2018年4月 (株)メタルワン・サービスセンター・ホールディングス代表取締役会長(現在)	(注)4	3

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	小林 克典	1952年8月1日生	1978年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 1995年4月 第二東京弁護士会綱紀委員 2000年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官 2004年4月 第二東京弁護士会司法修習委員会委員長 日本弁護士連合会司法修習委員会副委員長 2004年12月 ㈱整理回収機構企業再生委員第1部会長 2005年10月 ㈱日立プラズマパテントライセンス監査役 2006年4月 第二東京弁護士会常議員会副議長 社会保険労務士紛争解決手続代理業務試験委員 2007年4月 第二東京弁護士会司法制調査会委員長 2007年6月 最高裁判所司法修習委員会幹事 2008年2月 第二東京弁護士会懲戒委員会副委員長 2009年6月 三井金属エンジニアリング㈱社外取締役 2009年12月 独立行政法人日本学生支援機構契約監視委員会委員(現在) 2010年2月 第二東京弁護士会懲戒委員会委員長 2014年6月 当社社外取締役(現在) 2016年4月 第二東京弁護士会監事	(注)4	3
取締役 監査等委員	金子 和孝	1955年9月7日生	1974年3月 当社入社 1997年4月 当社総務部長 2000年5月 ㈱オートテックジャパン常務取締役 2005年6月 当社経理部次長 2006年7月 当社関係会社管理部長 2010年3月 当社経営企画室長 2010年6月 当社常勤監査役 2018年6月 当社取締役監査等委員(現在)	(注)5	24
取締役 監査等委員	宮田 英樹	1968年3月27日生	1990年4月 大和土地建物株式会社入社 1993年9月 お茶の水総合事務所入社(現:税理士法人お茶の水税経) 1996年12月 税理士試験合格 1997年4月 宮田英樹税理士事務所代表(現在) 1999年11月 社会福祉法人一寿会監事(現在) 2002年4月 有限会社資産経営研究所取締役(現在) 2014年6月 経済産業省経営革新支援機関認定(認定者:宮田英樹) 2016年6月 当社監査役 2018年6月 当社社外取締役監査等委員(現在)	(注)5	3

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 監査等委員	味岡 良行	1952年11月30日生	1988年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 1988年4月 永野・真山法律事務所入所 1990年4月 土屋東一法律事務所入所 1993年9月 味岡法律事務所開設(現在) 2007年4月 武蔵野簡易裁判所民事調停委員 (現在) 2009年4月 2009年度第二東京弁護士会副会長 2015年4月 2015年度関東弁護士連合会常務理事 2018年6月 当社社外取締役監査等委員 (現在)	(注)5	0
計					1,047

(注)1 取締役のうち、鈴木隆、小林克典、宮田英樹及び味岡良行は、社外取締役であります。

2 当社の監査等委員会の体制は次のとおりであります。

委員長 金子和孝 委員 宮田英樹 委員 味岡良行

3 代表取締役黒岩慶太は代表取締役黒岩正勝の弟であります。

4 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、2019年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

5 監査等委員である取締役の任期は、2018年3月期に係る定時株主総会終結の時から2020年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

6 当社では、経営の意思決定、監督機能と業務執行の機能を分離し、意思決定の迅速化と業務執行責任の明確化を図り、経営の効率化を高めるとともにコーポレート・ガバナンスの強化を図るために執行役員制度を導入しております。

なお、執行役員は16名で、うち5名が取締役を兼務しております。

役名	氏名	職名
社長執行役員	黒岩 正勝	日本梱包運輸倉庫㈱代表取締役会長 A.N.I.LOGISTICS,LTD.取締役会長、NIPPON KONPO(THAILAND)CO.,LTD.取締役会長 A.N.I.TRANSPORT,LTD.取締役会長、SIAM AUTO TECHNIC CO.,LTD.取締役会長
専務執行役員	長岡 敏巳	海外事業部長 エヌケイエンジニアリング㈱代表取締役社長、GINZAコンサルティング㈱代表取締役社長 日梱物流(中国)有限公司董事長、日梱重慶物流有限公司董事長 NIPPON KONPO INDIA PRIVATE,LTD.取締役会長
常務執行役員	佐野 恭行	
執行役員	森田 泰典	経理部長、法務部長
	大岡 誠司	国内事業部長、日本梱包運輸倉庫㈱代表取締役社長執行役員
	岡本 賢二	PT NIPPON KONPO INDONESIA取締役社長
	阿邊 隆司	
	谷口 彰	NIPPON KONPO INDIA PRIVATE,LTD.取締役社長
	長濱 英己	㈱メイコン代表取締役社長
	増井 雅彦	中越テック㈱代表取締役社長、札幌新聞輸送㈱代表取締役社長 トランスポートジャパン㈱代表取締役社長
	加藤 善啓	㈱イトー急行代表取締役社長

役名	氏名	職名
執行役員	水町 靖之	NKP MEXICO,S.A. DE C.V.取締役会長 NK PARTS INDUSTRIES, INC. 社長、NK AMERICA, INC. 社長、NKA TRANSPORTATION, INC. 社長 NKA LOGISTICS, INC. 社長、NKA CUSTOMS SERVICE, INC. 社長、AUTO TECHNIC AMERICAS, INC. 社長
	高田 隆幸	(株)オートテックジャパン代表取締役社長
	重盛 真治	(株)日本陸送代表取締役社長、(株)テックサービス代表取締役社長
	松島 孝之	NIPPON KONPO VIETNAM CO.,LTD. 取締役社長
	海野 克也	グループ業務監査室長

社外役員の状況

- a. 社外取締役の員数並びに会社と各社外取締役の人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係
当社は、社外取締役4名を選任しております。

社外取締役の鈴木隆氏が在籍しております五十鈴(株)及び(株)メタルワン・サービスセンター・ホールディングスと当社との間に取引関係は無く、一般株主と利益相反の生じる恐れは無いと判断します。

また、同氏は、当社の取締役に就かれて、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、経営全般に助言をいただくとともに、当社の論理に捉われず、独立性をもって客観的な視点で経営を監視していただくことにより、取締役会の透明性の向上と監督機能の強化に繋がるものと当社は判断し、社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社の発行済株式3千株を保有しております。

社外取締役の小林克典氏は弁護士であります。当社と同氏は過去に一切の取引関係はなく、独立性を確保しており、一般株主と利益相反の生じる恐れは無いと判断します。同氏は弁護士としての経験・知識が豊富であり、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的な視点で、独立性をもって経営の監視を遂行する上で適任であり、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化に繋がるものと判断し、社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社の発行済株式3千株を保有しております。

社外取締役の宮田英樹氏は税理士であります。当社と同氏は過去に一切の取引関係はなく、独立性を確保しており、一般株主と利益相反の生じる恐れは無いと判断します。同氏は税理士としての専門的な知識及び豊かな経験等を有し、企業会計に精通しております。これらの経験に基づき、当社の監査等の体制の強化に適切な人材と判断し、社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社の発行済株式3千株を保有しております。

社外取締役の味岡良行氏は弁護士であります。当社と同氏は過去に一切の取引関係はなく、独立性を確保しており、一般株主と利益相反の生じる恐れは無いと判断します。同氏は弁護士としての専門的な知識を有しております。これらの経験に基づき、当社の監査等の体制の強化に適切な人材と判断し、社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社の発行済株式0千株を保有しております。

上記以外に社外取締役と当社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係はありません。

- b. 社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針について

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提として、当社グループの事業・経営環境及び企業理念を十分に理解していただき、誠実な人格で幅広い見識・経験を基に当社の経営に対して公平・公正かつ適切な指導・助言をいただくことで、経営体制をさらに強化できることと考え、以下の要件のいずれにも該当しない者が独立性を有するものと判断しております。

1. 当社グループの主要な取引先(注1)の業務執行者、または当社グループを主要な取引先とする会社の業務執行者
2. 直近の事業年度末において、当社の連結総資産の2%を超える借入額がある当社グループの借入先の業務執行者
3. 直近3事業年度において、出資比率10%以上を超える当社の主要株主、若しくは上位10社以内の株主及び出資先の業務執行者
4. 直近3事業年度において、当社から平均して年間1,000万円を超える報酬を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
5. 過去5年間において、上記1.から4.に該当していた者
6. 当社及び連結子会社の取締役等の配偶者または二親等以内の親族
7. 通算の在籍期間が8年を超える者

(注)1 主要な取引先とは、当社グループの取引先であって、その年間取引金額が直近3事業年度において、当社の連結売上または相手方の連結売上2%を超えるものをいう。

c. 社外取締役の機能・役割、監査等委員である社外取締役の選任状況についての考え方

当社は、社外取締役（監査等委員である取締役を除く）を2名選任しており、取締役会の透明性の向上及び監督機能の強化を図っております。また、監査等委員である社外取締役を2名選任しており、監査等委員である社外取締役2名を含む3名で監査等委員会を構成し、社内とは独立したチェック機関として十分に機能する体制を整えております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員である社外取締役は、監査等の体制の独立性及び中立性を一層高めるために、積極的に監査等に必要情報の入手に心掛けており、常勤の監査等委員からは、重要な社内会議で得た情報及び内部監査部門であるグループ業務監査室からの内部監査報告書等の情報、並びに会計監査人からの監査の状況や内部統制の状況を監査等委員会において情報を伝達され、その情報を全監査等委員で共有しております。また、取締役会に対しては忌憚のない質問をして、又は意見を述べております。

社外取締役（監査等委員である取締役を除く）は、取締役会を通じ監査等委員会監査、内部監査、会計監査及び内部統制についての情報を入手しており、適宜意見交換を行うことで取締役会の監督機能の強化を図っております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会の状況

監査等委員会の監査については、監査方針及び監査計画に基づきコンプライアンス、リスク管理等、内部統制システムの運用状況の監視・検証を重点項目とし、内部監査部門等から監査結果について定期的かつ随時に報告を受け、必要があると認めたときは内部監査部門に調査を求め、その内容を検証するなど組織的かつ効率的に職務を執行しております。

内部監査の状況

内部監査についてはグループ業務監査室の2名が担当し、社内全部門における組織運営及び業務の状態が、会社の方針、基準、手続き等に基づき、適正かつ効率的に運営されているか否かを調査・評価しております。その調査方法としては、実地調査を原則とし、必要に応じて関係部門からの意見も聴取しております。また、指摘事項の改善がなされたかの確認についてのフォローも行っており適正な内部監査に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任 あずさ監査法人

b. 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行委員：文倉辰永、内田好久

c. 会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 7名、その他 9名

d. 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定に際しては、監査の実施体制、監査計画及び監査報酬の見積額の妥当性、世界的なネットワークがあること、過去の監査実績等を踏まえ、総合的に判断しております。

監査等委員会は、会計監査人の監査品質、独立性、職務遂行状況などを総合的に判断し、監査の適正性及び信頼性が確認できないと認められる場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決議いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告します。

e. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、監査法人に対して評価を行っており、同監査法人による会計監査が、従前から独立の立場を保持し、適正に実施されていることを確認しております。

また、監査等委員会は会計監査人の再任に関する確認決議をしており、その際には日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、総合的に評価しております。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	54	16	54	10
連結子会社	16	-	17	-
計	71	16	72	10

前連結会計年度における非監査業務に基づく報酬の内容は、財務及び税務デューデリジェンス業務であります。
当連結会計年度における非監査業務に基づく報酬の内容は、財務及び税務デューデリジェンス業務及び社債発行に係るコンフォートレター作成業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(KPMG)に対する報酬(a.を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	-	2	-	2
連結子会社	1	5	3	4
計	1	8	3	6

当社における非監査業務の内容は、B E P S対応税務アドバイザー業務であります。
連結子会社における非監査業務の内容は、メキシコ子会社の税務アドバイザー業務等であります。

c. 監査報酬の決定方針

当社の会計監査人に対する監査報酬は、会計監査人から受領する監査計画を勘案し、当社と会計監査人で協議したうえで監査等委員会による事前の同意を得て決定しております。

d. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、過去の会計監査人が行った監査項目別監査時間及び監査報酬の実績推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬の見積りの妥当性について分析、検討したうえで会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬は、業績連動報酬以外の報酬等と業績連動報酬である役員賞与から構成されております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬については、総額の限度額を株主総会の決議により決定したうえで、代表取締役社長が取締役会からの委任を受け、担当職務、各期の業績等を総合的に勘案し、限度額の範囲内で個別の報酬額を決定しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第77回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分年額24百万円以内とし、取締役（社外取締役を除く。）に対する業績連動報酬を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議されており、当該決議に係る取締役の員数は9名であります。また、別枠で同日開催の定時株主総会において、株式報酬型ストックオプション報酬額として年額79百万円以内と決議されております。

業績連動報酬は、評価の指標として業績に係る指標を用いることにより、業績向上に対する士気を高めるため導入しております。その指標は、連結売上高及び連結営業利益の計画達成度であり、別に定める評価基準に基づき決定しております。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標の目標は、連結売上高1,950億円、連結営業利益195億円、実績は、連結売上高1,976億円、連結営業利益200億円であります。

また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2018年6月28日開催の第77回定時株主総会において年額72百万円以内と決議されております。

監査等委員である取締役の各報酬額は、監査等委員の協議により決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役 員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	ストックオプ ション	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	185	98	50	36	7
監査等委員（社外取締役を除く）	9	9	-	-	1
監査役（社外監査役を除く）	1	1	-	-	1
社外役員	16	16	-	-	5

(注) 1. 当社は、2018年6月28日開催の第77回定時株主総会の決議により、同日付けをもって、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

2. 当社は、2011年6月29日開催の第70回定時株主総会終結の時をもって、役員退職慰労金制度を廃止いたしました。

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、もっぱら株式の価値の変動または配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、物流事業を安定して維持するには長期的なパートナーの存在が不可欠と考えております。政策保有株式については、業務提携、取引の維持・強化等、相互の企業連携が高まることで、企業価値向上につながる取引先企業の株式を対象とすることを基本としております。

株式保有は、取引額等の定量的評価や企業価値向上の効果等を助案のうえ取締役会にて見直し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められない株式がある場合は、相手先企業との十分な対話を行い、対話の実施によっても改善が認められない株式については、適宜・適切に縮減しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	1	23
非上場株式以外の株式	29	19,632

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	1	6	取引先持株会を通じた株式の取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
本田技研工業(株)	3,494,171	3,492,203	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注 (株式数が増加した理由)取引先持株会 を通じた株式の取得	有
	10,465	12,781		
平田機工(株)	272,400	272,400	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	有
	2,081	2,664		
アイカ工業(株)	412,000	412,000	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	有
	1,520	1,623		
セイノーホールディ ングス(株)	921,000	921,000	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	有
	1,358	1,803		
TOTO(株)	256,500	256,500	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	無
	1,204	1,438		
井関農機(株)	341,700	341,700	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	有
	556	720		
日東工業(株)	150,400	150,400	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	有
	332	248		
永大産業(株)	704,000	704,000	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	有
	292	387		
(株)ミツバ	461,000	461,000	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	有
	286	630		
(株)三菱UFJフィナ ンシャル・グループ	507,617	507,617	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	無
	279	353		
(株)ユーシン	281,800	281,800	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	有
	277	213		
センコン物流(株)	422,000	422,000	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	有
	272	314		
(株)ケーヒン	144,000	144,000	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	有
	260	312		
日信工業(株)	135,400	135,400	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	有
	187	248		
MS & ADインシュ アランスグループ ホールディングス(株)	32,100	32,100	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	無
	108	107		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
大崎電気工業(株)	118,000	118,000	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	有
	81	91		
(株)みずほフィナン シャルグループ	181,300	181,300	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	無
	31	34		
(株)武蔵野銀行	9,000	9,000	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	有
	19	30		
SOMPOホール ディングス(株)	2,000	2,000	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	無
	8	8		
住友ゴム工業(株)	4,200	4,200	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	有
	5	8		
積水化学工業(株)	1,000	1,000	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	無
	1	1		
(株)ブリヂストン	100	100	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	無
	0	0		
NTN(株)	1,000	1,000	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	無
	0	0		
シップヘルスケア ホールディングス(株)	100	100	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	無
	0	0		
(株)ユタカ技研	100	100	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	無
	0	0		
ニッコー(株)	1,000	1,000	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	無
	0	0		
(株)エフテック	100	100	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	無
	0	0		
三菱自動車工業(株)	100	100	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	無
	0	0		
(株)イトーキ	100	100	(保有目的)企業間取引の強化 (定量的な保有効果)注	無
	0	0		

(注)当社は、特定投資株式における定量的な保有効果の記載が困難であるため、保有の合理性を検証した方法について記載いたします。当社は、取締役会において個別の保有株式についてその意義を検証しており、現状保有する株式はいずれも保有方針に沿っていることを確認しております。

保有目的が純投資目的である投資株式
該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任あずさ監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,755	16,940
受取手形及び売掛金	33,032	33,389
電子記録債権	3,249	3,711
有価証券	14,105	10,276
商品及び製品	4	5
原材料及び貯蔵品	366	429
その他	4,102	4,663
貸倒引当金	10	15
流動資産合計	72,606	69,401
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	163,829	180,094
減価償却累計額	90,135	95,157
建物及び構築物(純額)	73,694	84,936
機械装置及び運搬具	45,185	46,923
減価償却累計額	36,535	38,382
機械装置及び運搬具(純額)	8,649	8,540
工具、器具及び備品	7,163	7,778
減価償却累計額	5,870	6,355
工具、器具及び備品(純額)	1,293	1,422
土地	88,717	91,226
リース資産	713	672
減価償却累計額	345	410
リース資産(純額)	368	262
建設仮勘定	3,005	3,921
有形固定資産合計	175,727	190,310
無形固定資産	1,918	1,937
投資その他の資産		
投資有価証券	1 27,760	1 23,542
長期貸付金	129	533
繰延税金資産	3,090	3,646
その他	2 4,864	2 4,942
貸倒引当金	84	100
投資その他の資産合計	35,760	32,563
固定資産合計	213,406	224,811
資産合計	286,013	294,213

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	11,573	11,330
電子記録債務	3,962	4,401
短期借入金	3,800	3,905
1年内償還予定の社債	10,000	-
リース債務	118	115
未払法人税等	3,379	3,927
賞与引当金	3,627	3,860
役員賞与引当金	186	196
設備関係支払手形	383	1,585
営業外電子記録債務	863	8,266
その他	14,918	13,868
流動負債合計	52,813	51,458
固定負債		
社債	10,000	20,000
長期借入金	26,200	22,616
リース債務	284	172
繰延税金負債	6,633	5,332
退職給付に係る負債	5,113	5,699
役員退職慰労引当金	276	303
その他	2,063	1,728
固定負債合計	50,572	55,853
負債合計	103,385	107,312
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,316	11,316
資本剰余金	12,332	12,332
利益剰余金	148,112	158,372
自己株式	1,716	4,767
株主資本合計	170,044	177,253
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	13,437	10,291
為替換算調整勘定	777	375
退職給付に係る調整累計額	603	831
その他の包括利益累計額合計	12,056	9,084
新株予約権	321	354
非支配株主持分	204	208
純資産合計	182,627	186,900
負債純資産合計	286,013	294,213

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上高		
運送収入	88,771	93,294
倉庫収入	27,721	28,710
梱包収入	44,089	47,148
その他の収入	27,236	28,538
売上高合計	187,819	197,693
売上原価		
運送原価	79,630	83,212
倉庫原価	20,711	21,255
梱包原価	37,870	40,641
その他の原価	21,565	22,830
売上原価合計	159,778	167,939
売上総利益	28,041	29,753
販売費及び一般管理費		
人件費	5,613	5,803
賞与引当金繰入額	323	354
役員賞与引当金繰入額	174	196
退職給付費用	146	126
役員退職慰労引当金繰入額	52	64
減価償却費	482	484
租税公課	815	1,227
旅費及び交通費	351	337
貸倒引当金繰入額	5	3
その他	1,774	1,867
販売費及び一般管理費合計	9,031	9,724
営業利益	19,009	20,028
営業外収益		
受取利息	87	104
受取配当金	560	658
受取賃貸料	104	86
持分法による投資利益	540	647
助成金収入	418	148
受取補償金	5	389
雑収入	358	398
営業外収益合計	2,075	2,433
営業外費用		
支払利息	197	168
為替差損	61	32
社債発行費	-	52
控除対象外消費税等	41	21
雑支出	69	167
営業外費用合計	370	443
経常利益	20,715	22,019

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
特別利益		
固定資産売却益	1,457	1,98
退職給付制度改定益	189	-
特別利益合計	647	98
特別損失		
固定資産売却損	2,3	2,75
固定資産除却損	3,100	3,310
投資有価証券評価損	-	0
投資有価証券売却損	0	-
減損損失	4,0	4,1
特別損失合計	103	387
税金等調整前当期純利益	21,259	21,730
法人税、住民税及び事業税	6,092	7,301
法人税等調整額	608	348
法人税等合計	6,700	6,953
当期純利益	14,558	14,777
非支配株主に帰属する当期純利益	12	9
親会社株主に帰属する当期純利益	14,545	14,768

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益	14,558	14,777
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,603	3,145
為替換算調整勘定	419	449
退職給付に係る調整額	207	228
持分法適用会社に対する持分相当額	16	45
その他の包括利益合計	1,407	2,970
包括利益	15,966	11,806
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	15,972	11,795
非支配株主に係る包括利益	6	11

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,316	12,332	137,823	1,193	160,279
当期変動額					
剰余金の配当			4,257		4,257
親会社株主に帰属する 当期純利益			14,545		14,545
自己株式の取得				529	529
自己株式の処分			0	6	6
連結範囲の変動					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	-	10,288	523	9,765
当期末残高	11,316	12,332	148,112	1,716	170,044

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計			
当期首残高	11,834	393	810	10,630	277	95	171,282
当期変動額							
剰余金の配当							4,257
親会社株主に帰属する 当期純利益							14,545
自己株式の取得							529
自己株式の処分							6
連結範囲の変動						107	107
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,603	384	207	1,426	44	1	1,472
当期変動額合計	1,603	384	207	1,426	44	108	11,344
当期末残高	13,437	777	603	12,056	321	204	182,627

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	11,316	12,332	148,112	1,716	170,044
当期変動額					
剰余金の配当			4,506		4,506
親会社株主に帰属する 当期純利益			14,768		14,768
自己株式の取得				3,066	3,066
自己株式の処分			2	15	13
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					-
当期変動額合計	-	-	10,260	3,051	7,208
当期末残高	11,316	12,332	158,372	4,767	177,253

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	為替換算調整 勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合 計			
当期首残高	13,437	777	603	12,056	321	204	182,627
当期変動額							
剰余金の配当							4,506
親会社株主に帰属する 当期純利益							14,768
自己株式の取得							3,066
自己株式の処分							13
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	3,145	401	228	2,972	32	4	2,935
当期変動額合計	3,145	401	228	2,972	32	4	4,273
当期末残高	10,291	375	831	9,084	354	208	186,900

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	21,259	21,730
減価償却費	9,461	9,712
賞与引当金の増減額(は減少)	228	224
役員賞与引当金の増減額(は減少)	2	10
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	19
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	753	251
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	1	20
受取利息及び受取配当金	647	763
支払利息	197	168
持分法による投資損益(は益)	540	647
固定資産売却損益(は益)	454	22
退職給付制度改定益	189	-
投資有価証券売却損益(は益)	0	-
売上債権の増減額(は増加)	996	492
その他の資産の増減額(は増加)	600	244
仕入債務の増減額(は減少)	1,133	200
その他の負債の増減額(は減少)	2,298	571
その他	328	197
小計	30,066	31,427
利息及び配当金の受取額	1,081	1,229
利息の支払額	195	169
法人税等の支払額	6,643	7,150
営業活動によるキャッシュ・フロー	24,309	25,337
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	3,414	6,453
定期預金の払戻による収入	517	9,451
有価証券の取得による支出	999	1,054
有価証券の売却及び償還による収入	1,000	220
有形固定資産の取得による支出	19,273	18,010
有形固定資産の売却による収入	845	779
無形固定資産の取得による支出	94	189
関係会社出資金の払込による支出	159	-
投資有価証券の取得による支出	486	32
投資有価証券の売却による収入	50	-
貸付けによる支出	112	501
貸付金の回収による収入	180	94
関係会社株式の取得による支出	20	539
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	934	671
その他	17	14
投資活動によるキャッシュ・フロー	22,884	16,892

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	3,554	3,876
自己株式の取得・売却による収支	529	3,066
社債の発行による収入	-	10,000
社債の償還による支出	-	10,000
配当金の支払額	4,257	4,506
非支配株主への配当金の支払額	7	8
その他	17	200
財務活動によるキャッシュ・フロー	8,330	11,659
現金及び現金同等物に係る換算差額	31	143
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	6,936	3,071
現金及び現金同等物の期首残高	35,027	28,302
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（は減少）	211	-
現金及び現金同等物の期末残高	28,302	25,231

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社は50社であり、主要な連結子会社は次のとおりであります。

日本梱包運輸倉庫(株)

(株)日本陸送

(株)メイコン

日本運輸(株)

(株)オートテックジャパン

中越テック(株)

NK PARTS INDUSTRIES, INC.

NK LOGISTICA MEXICO, S.A. DE C.V. は新たに設立したため、松久運輸(株)及び(株)松久総合はその株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社は(株)セフテック他19社であります。

非連結子会社は総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)の観点からみていずれも小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないので連結の範囲から除外したものであります。

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社11社及び関連会社富田 日梱儲運(広州)有限公司、CARGA Y LOGISTICA ESPECIALIZADA S.A. DE C.V. 及び日本陸送(株)に対する投資については、持分法を適用しております。

なお、非連結子会社NKV LOGISTICS LTD.、KOLAR LOGISTICS AGENT PRIVATE LTD.、TAPUKARA LOGISTICS AGENT PRIVATE LTD.、NIPPON KONPO VIETNAM REAL ESTATE CO., LTD.、PT. NK INDO LOGISTIK、PT. NKI GUDANG KEMAS、NIPPON KONPO (MALAYSIA) SDN. BHD.、N&Aハラルロジスティクス(株)、築地リアルエステート(株)及び関連会社S&Nロジスティクス(株)、広州東風日梱物流有限公司については、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金等(持分に見合う額)の観点からみていずれも小規模であり、全体としても連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないので持分法の適用から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、日梱物流(中国)有限公司及び日梱重慶物流有限公司の決算日は12月31日であります。連結財務諸表の作成にあたっては、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

a 満期保有目的の債券...償却原価法(定額法)

b その他有価証券

時価のあるもの...決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの...主に移動平均法による原価法

デリバティブ

時価法

運用目的の金銭の信託

時価法

たな卸資産

原材料...主として先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

貯蔵品...主として最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

主として定率法を採用しております。

ただし、当社及び国内連結子会社は1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しており、取得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～50年

機械装置及び運搬具 4～17年

工具、器具及び備品 4～10年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、当社及び連結子会社のソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主として5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき、当連結会計年度に見合う分を計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の連結子会社においては、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金の内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....金利スワップ及び為替予約

ヘッジ対象.....借入金及び売掛金

ヘッジ方針

金利リスク及び為替リスクをヘッジする目的に限定しております。

ヘッジの有効性の評価

ヘッジの開始時から有効性判定の時点までの期間において、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。また、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない、取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用として処理しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」が1,618百万円減少し、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」が1,071百万円増加しております。また、「固定負債」の「繰延税金負債」が546百万円減少しております。

なお、同一納税主体の繰延税金資産と繰延税金負債を相殺して表示しており、変更前と比べて総資産が546百万円減少しております。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社株式及び関連会社株式は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
投資有価証券(株式)	2,505百万円	3,190百万円

2 非連結子会社出資金及び関連会社出資金は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
その他	3,272百万円	3,272百万円

3 手形信託譲渡高

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
手形信託譲渡高	603百万円	560百万円

(連結損益計算書関係)

1 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物及び構築物	11百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	21	87
工具、器具及び備品	0	0
土地	424	9
計	457	98

2 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物及び構築物	- 百万円	26百万円
機械装置及び運搬具	2	6
工具、器具及び備品	0	0
土地	0	41
その他	0	0
計	3	75

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建設仮勘定	11百万円	0百万円
固定資産解体費用	83	310
その他	4	0
計	100	310

4 減損損失

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	2,310百万円	4,532百万円
組替調整額	0	-
税効果調整前	2,310	4,532
税効果額	706	1,387
その他有価証券評価差額金	1,603	3,145
為替換算調整勘定：		
当期発生額	374	449
組替調整額	44	-
為替換算調整勘定	419	449
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	178	654
組替調整額	477	325
税効果調整前	298	328
税効果額	91	100
退職給付に係る調整額	207	228
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	16	45
持分法適用会社に対する持分相当額	16	45
その他の包括利益合計	1,407	2,970

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	68,239,892	-	-	68,239,892

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	668,489	191,413	3,700	856,202

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会の決議に基づく自己株式の取得	191,000株
単元未満株式の買取りによる増加	413株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少	3,700株
---------------	--------

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	321
合計		-	-	-	-	-	321

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2017年6月29日 定時株主総会	普通株式	2,229	33	2017年3月31日	2017年6月30日
2017年11月10日 取締役会	普通株式	2,027	30	2017年9月30日	2017年12月12日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月11日 取締役会	普通株式	2,358	利益剰余金	35	2018年3月31日	2018年6月7日

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	68,239,892	-	-	68,239,892

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	856,202	1,094,937	7,300	1,943,839

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

取締役会の決議に基づく自己株式の取得 1,094,200株

単元未満株式の買取りによる増加 737株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

新株予約権の行使による減少 7,300株

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	増加	減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	354
合計		-	-	-	-	-	354

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月11日 取締役会	普通株式	2,358	35	2018年3月31日	2018年6月7日
2018年11月2日 取締役会	普通株式	2,147	32	2018年9月30日	2018年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月10日 取締役会	普通株式	2,320	利益剰余金	35	2019年3月31日	2019年6月6日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
現金及び預金勘定	17,755百万円	16,940百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	3,559	708
有価証券勘定のうち取得日から3か月以内に 償還期限の到来する短期投資	14,105	8,999
現金及び現金同等物	28,302	25,231

(リース取引関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融商品で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的として行っており、投機目的には行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが4ヶ月以内の支払期日であります。外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、同じ外貨建ての営業債権の残高の範囲内にあります。

営業外債務である設備関係支払手形、営業外電子記録債務は、そのほとんどが6ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計方針に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、営業債権について営業部が主要な取引先の状況をモニタリングし、事業部及び営業所において取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社も当社と同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、資金運用規程に従って格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブについては、信用リスクを軽減するため格付の高い発行体に限定して取引を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建て営業債権債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対し、必要に応じて為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引につきましては、運用規程に基づき担当部署が取締役会の承認を得て行っております。月次の取引実績は、取締役会に報告しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2 参照）。

前連結会計年度（2018年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	17,755	17,755	-
(2) 受取手形及び売掛金	33,032	33,032	-
(3) 電子記録債権	3,249	3,249	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	39,287	39,279	7
資産計	93,325	93,318	7
(1) 支払手形及び買掛金	11,573	11,573	-
(2) 電子記録債務	3,962	3,962	-
(3) 短期借入金	3,800	3,800	-
(4) 1年内償還予定の社債	10,000	10,000	-
(5) 未払法人税等	3,379	3,379	-
(6) 営業外電子記録債務	863	863	-
(7) 社債	10,000	10,101	101
(8) 長期借入金	26,200	26,219	19
負債計	69,779	69,900	121

当連結会計年度（2019年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	16,940	16,940	-
(2) 受取手形及び売掛金	33,389	33,389	-
(3) 電子記録債権	3,711	3,711	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	30,553	30,550	3
資産計	84,594	84,591	3
(1) 支払手形及び買掛金	11,330	11,330	-
(2) 電子記録債務	4,401	4,401	-
(3) 短期借入金	3,905	3,905	-
(4) 未払法人税等	3,927	3,927	-
(5) 設備関係支払手形	1,585	1,585	-
(6) 営業外電子記録債務	8,266	8,266	-
(7) 社債	20,000	20,032	32
(8) 長期借入金	22,616	22,619	2
負債計	76,033	76,069	35

(注) 1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金、(3)電子記録債権

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

負 債

(1)支払手形及び買掛金、(2)電子記録債務、(3)短期借入金、(4)未払法人税等、(5)設備関係支払手形、(6)営業外電子記録債務

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7)社債

元利金の合計額を当該社債の発行期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(8)長期借入金

元利金の合計額を当該借入金の借入期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利によるものは、金利が一定期間ごとに更改される条件となっているため、時価は帳簿価額にほぼ等しいと言えることから、当該帳簿価額によっております。また、変動金利による長期借入金の一部は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体化して処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
非上場株式	2,579	3,264

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	17,755	-	-	-
受取手形及び売掛金	33,032	-	-	-
電子記録債権	3,249	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) コマーシャルペーパー	9,000	-	-	-
(2) 譲渡性預金	5,000	-	-	-
(3) その他	106	424	-	-
合計	68,144	424	-	-

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	16,940	-	-	-
受取手形及び売掛金	33,389	-	-	-
電子記録債権	3,711	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
(1) コマーシャルペーパー	5,000	-	-	-
(2) 譲渡性預金	4,000	-	-	-
(3) その他	1,276	-	-	-
合計	64,317	-	-	-

4 社債及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2018年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	10,000	-	10,000	-	-	-
長期借入金	3,800	3,800	3,800	3,800	1,800	13,000
合計	13,800	3,800	13,800	3,800	1,800	13,000

当連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
社債	-	10,000	-	-	-	10,000
長期借入金	3,885	3,869	3,843	1,823	13,023	57
合計	3,855	13,869	3,843	1,823	13,023	10,057

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結決算日における時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	14,534	14,526	7
合計	14,534	14,526	7

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結決算日における時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	-	-	-
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	10,276	10,272	3
合計	10,276	10,272	3

2. その他有価証券

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	24,326	4,800	19,525
その他	20	8	12
小計	24,346	4,808	19,537
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	406	460	53
その他	-	-	-
小計	406	460	53
合計	24,753	5,269	19,483

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 73百万円)については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えるもの			
株式	19,683	4,620	15,062
その他	18	8	10
小計	19,702	4,629	15,073
連結貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの			
株式	575	704	128
その他	-	-	-
小計	575	704	128
合計	20,277	5,333	14,944

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 74百万円)については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	売却額(百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	0	-	0
その他	50	-	-
合計	50	-	0

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	通貨スワップ取引 日本円受取・タイパーツ支払	598	471	116	116
	通貨スワップ取引 USドル受取・インドルピー支払	178	158	5	5
合計		776	630	122	122

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引 以外の取引	通貨スワップ取引 日本円受取・タイパーツ支払	471	344	101	101
	通貨スワップ取引 USドル受取・インドルピー支払	165	145	7	7
合計		637	489	93	93

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度(2018年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	1,000	750	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(2019年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	750	500	(注)

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、確定給付型の制度として確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、当社及び一部の連結子会社は確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高	16,258百万円	15,360百万円
勤務費用	1,233	1,201
利息費用	28	21
数理計算上の差異の発生額	24	322
退職給付の支払額	668	841
確定拠出年金制度への移行に伴う減少額	1,508	-
過去勤務費用の発生額	13	-
その他	22	1
退職給付債務の期末残高	15,360	16,062

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
年金資産の期首残高	9,888百万円	10,246百万円
期待運用収益	249	256
数理計算上の差異の発生額	153	331
事業主からの拠出額	681	702
退職給付の支払額	419	509
年金資産の期末残高	10,246	10,363

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	12,755百万円	13,444百万円
年金資産	10,246	10,363
	2,509	3,081
非積立型制度の退職給付債務	2,604	2,617
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,113	5,699
退職給付に係る負債	5,113	5,699
退職給付に係る資産	-	-
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,113	5,699

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
勤務費用	1,233百万円	1,201百万円
利息費用	28	21
期待運用収益	249	256
過去勤務費用の費用処理額	13	-
数理計算上の差異の費用処理額	377	325
確定給付制度に係る退職給付費用	1,404	1,292

(注) 前連結会計年度については、上記の他に、退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行したことに伴い、特別利益として189百万円を計上しております。

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
数理計算上の差異	298百万円	328百万円
合 計	298	328

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
未認識数理計算上の差異	868百万円	1,197百万円
合 計	868	1,197

(7) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
債券	26.9%	28.5%
株式	12.4	1.1
一般勘定	48.3	50.2
その他	12.5	20.1
合 計	100.0	100.0

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (2018年3月31日)	当連結会計年度 (2019年3月31日)
割引率	0.1%～0.4%	0.2%～0.1%
長期期待運用収益率	2.5%	2.5%
予想昇給率	1.1%～1.7%	1.0%～1.7%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度は223百万円、当連結会計年度は286百万円です。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
販売費及び一般管理費	50	45

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	2011年新株予約権	2012年新株予約権	2013年新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 10名	当社取締役 7名 当社執行役員 13名	当社取締役 7名 当社執行役員 14名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 82,600株	普通株式 68,600株	普通株式 50,200株
付与日	2011年7月19日	2012年7月30日	2013年7月22日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2011年7月20日 至 2046年7月19日	自 2012年7月31日 至 2047年7月30日	自 2013年7月23日 至 2048年7月22日

	2014年新株予約権	2015年新株予約権	2016年新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 13名	当社取締役 7名 当社執行役員 14名	当社取締役 7名 当社執行役員 6名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 42,900株	普通株式 37,000株	普通株式 31,900株
付与日	2014年7月22日	2015年7月27日	2016年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2014年7月23日 至 2049年7月22日	自 2015年7月28日 至 2050年7月27日	自 2016年7月22日 至 2051年7月21日

	2017年新株予約権	2018年新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 6名	当社取締役 7名 当社執行役員 5名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 22,800株	普通株式 18,100株
付与日	2017年7月21日	2018年7月20日
権利確定条件	権利確定条件は付されていません。	権利確定条件は付されていません。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2017年7月22日 至 2052年7月21日	自 2018年7月21日 至 2053年7月20日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2019年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	2011年新株予約権	2012年新株予約権	2013年新株予約権	2014年新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	49,000	46,000	32,900	28,800
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	1,600	1,400
失効	-	-	-	-
未行使残	49,000	46,000	31,300	27,400

	2015年新株予約権	2016年新株予約権	2017年新株予約権	2018年新株予約権
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	18,100
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	18,100
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	23,900	30,700	22,800	-
権利確定	-	-	-	18,100
権利行使	1,100	1,200	2,000	-
失効	-	-	-	-
未行使残	22,800	29,500	20,800	18,100

単価情報

	2011年新株予約権	2012年新株予約権	2013年新株予約権	2014年新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	-	-	3,045	3,045
付与日における公正な評価単価 (円)	771	827	1,480	1,582

	2015年新株予約権	2016年新株予約権	2017年新株予約権	2018年新株予約権
権利行使価格 (円)	1	1	1	1
行使時平均株価 (円)	3,045	3,045	2,972	-
付与日における公正な評価単価 (円)	1,856	1,830	2,229	2,541

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された2018年新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	2018年新株予約権
株価変動性(注)1	26.72%
予想残存期間(注)2	6.2年
予想配当(注)3	65円/株
無リスク利率(注)4	0.08%

(注)1 6.2年間(2012年4月29日から2018年7月20日まで)の株価実績に基づき算定しております。

2 十分なデータの蓄積がなく、見積りが困難であるため、「評価基準日から各役員の退職までの期間の平均値」に「退職後行使可能期間である10日間」を加算して算出しております。

3 2018年3月期の配当実績によっております。

4 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2018年 3月31日)	当連結会計年度 (2019年 3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	1,062百万円	1,177百万円
未払事業税	321	326
賞与引当金法定福利費	161	171
退職給付に係る負債	1,590	1,746
固定資産未実現利益	602	589
減損損失	221	223
退職給付に係る調整累計額	264	365
新株予約権	98	108
役員退職慰労引当金	81	92
その他有価証券評価差額金	16	39
減価償却費	420	443
その他	788	824
繰延税金資産小計	5,629	6,108
評価性引当額	719	589
繰延税金負債との相殺	1,819	1,872
繰延税金資産合計	3,090	3,646
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	5,978	4,612
固定資産圧縮積立金	821	782
海外子会社の留保利益	814	877
その他	839	932
繰延税金負債小計	8,453	7,205
繰延税金資産との相殺	1,819	1,872
繰延税金負債合計	6,633	5,332
繰延税金負債の純額	3,543	1,686

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度において、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため注記を省略しております。

(賃貸等不動産関係)

当社及び一部の連結子会社では、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸物流施設、賃貸商業施設や賃貸オフィスビル等を有しております。なお、国内の賃貸オフィスビルの一部については、当社及び一部の子会社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
賃貸等不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	16,480	18,060
期中増減額	1,580	409
期末残高	18,060	17,651
期末時価	16,958	20,707
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産		
連結貸借対照表計上額		
期首残高	1,311	1,285
期中増減額	25	1,818
期末残高	1,285	3,103
期末時価	1,235	3,706

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 賃貸等不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な増加額は不動産取得(1,794百万円)であります。当連結会計年度の主な減少額は減価償却費(152百万円)と不動産売却(154百万円)であります。

3 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の期中増減額のうち、前連結会計年度の主な減少額は減価償却費(25百万円)であります。当連結会計年度の主な増加額は不動産取得(1,531百万円)であります。

4 期末時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
賃貸等不動産		
賃貸収益	1,359	1,563
賃貸費用	559	708
差額	800	855
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産		
賃貸収益	39	93
賃貸費用	34	102
差額	4	8

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の連結子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は計上されておりません。なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、租税公課、修繕費、保険料等)については、賃貸費用に含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、提供するサービスの種類により、「運送事業」、「倉庫事業」、「梱包事業」及び「テスト事業」の4つを報告セグメントとしております。

「運送事業」は、四輪・二輪完成自動車及び自動車部品、住宅設備、農業用機械等の輸送を行っております。「倉庫事業」は、四輪・二輪完成自動車及び自動車部品、住宅設備、農業用機械等の保管を行っております。「梱包事業」は、流通加工、自動車部品等の納入代行、輸出梱包等を行っております。「テスト事業」は、四輪・二輪完成自動車及び自動車部品、農業用機械等のテストを行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間取引は市場実勢価格に基づいております。

なお、当連結会計年度より、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を適用したため、前連結会計年度については遡及適用後の数値を記載しています。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント					その他 (注1)	合計
	運送事業	倉庫事業	梱包事業	テスト事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	88,771	27,721	44,089	21,620	182,202	5,616	187,819
セグメント間の内部 売上高又は振替高	330	350	406	10	1,098	1,602	2,701
計	89,102	28,072	44,495	21,631	183,301	7,219	190,520
セグメント利益	4,782	5,980	3,921	3,824	18,509	249	18,758
セグメント資産	97,876	83,470	46,482	13,196	241,026	26,790	267,816
その他の項目							
減価償却費	3,157	4,066	972	687	8,884	576	9,461
持分法適用会社への 投資額	1,846	-	209	-	2,055	976	3,031
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	4,523	6,328	1,570	959	13,382	1,831	15,213

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、通関事業及び自動車の修理事業等を含んでおります。

2 「減価償却費」及び「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」には、長期前払費用の償却額及び増加額が含まれております。

当連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注1)	合計
	運送事業	倉庫事業	梱包事業	テスト事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	93,294	28,710	47,148	22,213	191,367	6,325	197,693
セグメント間の内部 売上高又は振替高	306	357	370	1	1,035	2,137	3,172
計	93,601	29,068	47,518	22,214	192,402	8,463	200,865
セグメント利益	5,467	6,404	4,001	3,902	19,775	323	20,098
セグメント資産	91,990	90,880	50,182	15,355	248,409	35,973	284,383
その他の項目							
減価償却費	2,988	4,289	1,120	732	9,130	582	9,712
持分法適用会社への 投資額	1,942	-	242	-	2,185	979	3,165
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	5,811	11,027	4,044	2,916	23,800	2,113	25,914

(注) 1 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、通関事業及び自動車の修理事業等を含んでおります。

2 「減価償却費」及び「有形固定資産及び無形固定資産の増加額」には、長期前払費用の償却額及び増加額が含まれております。

4. 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

売上高	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	183,301	192,402
「その他」の区分の売上高	7,219	8,463
セグメント間取引消去	2,701	3,172
連結財務諸表の売上高	187,819	197,693

(単位:百万円)

利益	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	18,509	19,775
「その他」の区分の利益	249	323
その他の調整額(注)	251	69
連結財務諸表の営業利益	19,009	20,028

(注) その他の調整額は、営業取引と営業外取引の消去時に生じる差額等であります。

(単位:百万円)

資産	前連結会計年度	当連結会計年度
報告セグメント計	241,026	248,409
「その他」の区分の資産	26,790	35,973
全社資産(注)	18,196	9,829
連結財務諸表の資産合計	286,013	294,213

(注) 全社資産は、主に親会社での余資運用資金(預金及び有価証券等)、長期投資資金(投資有価証券)等であります。

(単位:百万円)

その他の項目	報告セグメント計		その他		調整額		連結財務諸表計上額	
	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度	前連結会計年度	当連結会計年度
減価償却費	8,884	9,130	576	582	-	-	9,461	9,712
持分法適用会社への投資額	2,055	2,185	976	979	-	-	3,031	3,165
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	13,382	23,800	1,831	2,113	-	-	15,213	25,914

【関連情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	運送事業	倉庫事業	梱包事業	テスト事業	その他事業	合計
外部顧客への売上高	88,771	27,721	44,089	21,620	5,616	187,819

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	北米	アジア	合計
162,760	8,527	16,531	187,819

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に区分しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
本田技研工業㈱	17,009	運送・倉庫・梱包・テスト・その他事業

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	運送事業	倉庫事業	梱包事業	テスト事業	その他事業	合計
外部顧客への売上高	93,294	28,710	47,148	22,213	6,325	197,693

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：百万円）

日本	北米	アジア	合計
170,685	9,869	17,138	197,693

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に区分しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
本田技研工業㈱	17,265	運送・倉庫・梱包・テスト・その他事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

（1）連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

（2）連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	2,702円46銭	2,810円70銭
1株当たり当期純利益金額	215円30銭	221円03銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	214円58銭	220円22銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
(1) 1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益金額 (百万円)	14,545	14,768
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益金額 (百万円)	14,545	14,768
普通株式の期中平均株式数 (千株)	67,559	66,816
(2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整 額 (百万円)	-	-
普通株式増加数 (千株)	227	245
(うち新株予約権) (千株)	(227)	(245)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜 在株式の概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
ニッコンホールディングス㈱	第4回無担保普通社債	2013年 12月20日	10,000 (10,000)	- (-)	年 0.324	無担保	2018年 12月20日
ニッコンホールディングス㈱	第5回無担保普通社債	2013年 12月20日	10,000 (-)	10,000 (-)	年 0.614	無担保	2020年 12月18日
ニッコンホールディングス㈱	第6回無担保普通社債	2018年 12月18日	- (-)	10,000 (-)	年 0.320	無担保	2025年 12月18日
合計	-	-	20,000 (10,000)	20,000 (-)	-	-	-

(注) 1 (内書)は、1年以内償還予定の金額であります。

2 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額は次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
-	10,000	-	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	20	0.3	-
1年以内に返済予定の長期借入金	3,800	3,885	0.4	-
1年以内に返済予定のリース債務	118	115	-	-
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	26,200	22,616	0.3	2020年4月から 2027年2月
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	284	172	-	2020年4月から 2023年5月
その他有利子負債 預り金(1年以内)	1,176	1,096	0.1	-
合計	31,579	27,906	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため記載しておりません。

3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	3,869	3,843	1,823	13,023
リース債務	94	59	18	0

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	47,220	95,367	147,557	197,693
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	4,727	9,687	15,824	21,730
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益金額(百万 円)	3,135	6,564	10,791	14,768
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	46.63	97.66	161.09	221.03

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	46.63	51.03	63.53	59.98

決算日後の状況

該当事項はありません。

重要な訴訟事件等

該当事項はありません。

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	8,396	8,294
受取手形	85	-
売掛金	1,127	1,76
有価証券	14,105	10,276
短期貸付金	1,587	1,6714
その他	1,698	1,1,620
貸倒引当金	0	21
流動資産合計	29,999	26,960
固定資産		
有形固定資産		
建物	4,566	4,809
構築物	278	244
機械及び装置	21	18
車両運搬具	2	1
工具、器具及び備品	10	11
土地	14,999	15,606
建設仮勘定	8	411
有形固定資産合計	19,887	21,104
無形固定資産	5	6
投資その他の資産		
投資有価証券	24,496	19,675
関係会社株式	98,941	100,310
関係会社出資金	3,292	3,292
長期貸付金	1,14,896	1,14,500
その他	1,67	1,67
貸倒引当金	33	47
投資その他の資産合計	141,661	137,798
固定資産合計	161,554	158,909
資産合計	191,554	185,870

(単位：百万円)

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	86	19
1年内返済予定の長期借入金	3,800	3,800
1年内償還予定の社債	10,000	-
未払金	192	1159
未払法人税等	100	99
預り金	122,960	123,705
賞与引当金	27	35
役員賞与引当金	41	48
その他	1148	373
流動負債合計	37,256	28,240
固定負債		
社債	10,000	20,000
長期借入金	26,200	22,400
繰延税金負債	5,330	3,961
その他	424	430
固定負債合計	41,955	46,791
負債合計	79,212	75,032
純資産の部		
株主資本		
資本金	11,316	11,316
資本剰余金		
資本準備金	11,582	11,582
資本剰余金合計	11,582	11,582
利益剰余金		
利益準備金	1,426	1,426
その他利益剰余金		
配当準備積立金	50	50
固定資産圧縮積立金	17	17
別途積立金	67,000	67,000
繰越利益剰余金	9,135	13,703
利益剰余金合計	77,628	82,196
自己株式	1,716	4,767
株主資本合計	98,811	100,327
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	13,209	10,156
評価・換算差額等合計	13,209	10,156
新株予約権	321	354
純資産合計	112,342	110,838
負債純資産合計	191,554	185,870

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業収益	1 13,299	1 10,413
営業原価	1 3,224	1 652
営業総利益	10,075	9,760
販売費及び一般管理費	2 806	2 729
営業利益	9,268	9,030
営業外収益		
受取利息	2	7
有価証券利息	5	20
受取配当金	508	581
雑収入	60	49
営業外収益合計	576	658
営業外費用		
支払利息	94	82
社債利息	93	93
社債発行費	-	52
控除対象外消費税等	32	11
為替差損	74	-
雑支出	3	4
営業外費用合計	298	244
経常利益	9,547	9,444
特別利益		
固定資産売却益	3 294	3 0
特別利益合計	294	0
特別損失		
固定資産売却損	-	4 33
固定資産除却損	5 11	-
投資有価証券売却損	0	-
関係会社株式評価損	-	99
特別損失合計	11	133
税引前当期純利益	9,829	9,311
法人税、住民税及び事業税	234	258
法人税等調整額	34	23
法人税等合計	268	235
当期純利益	9,561	9,075

営業原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)		当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
人件費		361	11.2	62	9.6
(賞与引当金繰入額)		(4)		(5)	
その他経費					
1 修繕費		57		60	
2 減価償却費		256		292	
3 保険料		29		7	
4 施設使用料		10		3	
5 租税公課		169		163	
6 外傭車運賃		916		-	
7 荷造材料費		0		-	
8 外注傭員費		231		-	
9 旅費交通費		17		2	
10 陸揚船積料		901		-	
11 その他		270		60	
その他経費計		2,862	88.8	590	90.4
営業原価合計		3,224	100.0	652	100.0

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	11,316	12,332	1,426	50	-	65,000	5,848
当期変動額							
剰余金の配当							4,257
当期純利益							9,561
別途積立金の積立						2,000	2,000
自己株式の取得							
自己株式の処分							0
固定資産圧縮積立金の積立					17		17
固定資産圧縮積立金の取崩					0		0
分割型の会社分割による減少		749					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	749	-	-	17	2,000	3,286
当期末残高	11,316	11,582	1,426	50	17	67,000	9,135

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,193	94,780	11,296	11,296	277	106,353
当期変動額						
剰余金の配当		4,257				4,257
当期純利益		9,561				9,561
別途積立金の積立		-				-
自己株式の取得	529	529				529
自己株式の処分	6	6				6
固定資産圧縮積立金の積立		-				-
固定資産圧縮積立金の取崩		-				-
分割型の会社分割による減少		749				749
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）		-	1,912	1,912	44	1,957
当期変動額合計	523	4,031	1,912	1,912	44	5,988
当期末残高	1,716	98,811	13,209	13,209	321	112,342

当事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位: 百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
				配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	11,316	11,582	1,426	50	17	67,000	9,135
当期変動額							
剰余金の配当							4,506
当期純利益							9,075
別途積立金の積立							
自己株式の取得							
自己株式の処分							2
固定資産圧縮積立金の積立							
固定資産圧縮積立金の取崩					0		0
分割型の会社分割による減少							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	0	-	4,567
当期末残高	11,316	11,582	1,426	50	17	67,000	13,703

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,716	98,811	13,209	13,209	321	112,342
当期変動額						
剰余金の配当		4,506				4,506
当期純利益		9,075				9,075
別途積立金の積立		-				-
自己株式の取得	3,066	3,066				3,066
自己株式の処分	15	13				13
固定資産圧縮積立金の積立		-				-
固定資産圧縮積立金の取崩		0				0
分割型の会社分割による減少		-				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)		-	3,053	3,053	32	3,020
当期変動額合計	3,051	1,516	3,053	3,053	32	1,504
当期末残高	4,767	100,327	10,156	10,156	354	110,838

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- a 満期保有目的の債券...償却原価法(定額法)
- b 子会社株式及び関連会社株式...移動平均法による原価法
- c その他有価証券

時価のあるもの...決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの...移動平均法による原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) 運用目的の金銭の信託

時価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しており、取得価額が100千円以上200千円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	11～50年
構築物	10～20年
機械及び装置	7～12年
車両運搬具	6年
工具、器具及び備品	4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金.....債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金.....従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- (3) 役員賞与引当金.....役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき、当事業年度に見合う分を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理方法

a ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

b ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段.....金利スワップ及び為替予約

ヘッジ対象.....借入金及び売掛金

c ヘッジ方針

金利リスク及び為替リスクをヘッジする目的に限定しております。

d ヘッジ有効性の評価

ヘッジの開始時から有効性判定の時点までの期間において、ヘッジ手段とヘッジ対象の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。なお、為替予約の締結時に、リスク管理方針に従って、外貨建による同一金額で同一期日の為替予約をそれぞれ振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されているので、決算日における有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は、当事業年度の費用として処理しております。

(表示方法の変更)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、税効果会計関係注記を変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」23百万円は、「固定負債」の「繰延税金負債」5,354百万円と相殺して、「固定負債」の「繰延税金負債」5,330百万円として表示しており、変更前と比べて総資産が23百万円減少しております。

(損益計算書関係)

従来、当社は事業持株会社として不動産賃貸事業及び通関事業等を主たる事業としていたことから、子会社からの配当金や子会社に対する金銭の貸付や土地建物の賃貸サービスから得られる収入は営業外収益とし、また、子会社から余剰資金を預託される際の支払利息は営業外費用で処理をしておりました。2018年1月1日付で通関事業及びその付帯事業を子会社である日本梱包運輸倉庫株式会社に事業分割したことから、前事業年度までの事業持株会社から、より純粋持株会社に近い業態へと大きく変化し、子会社からの受取配当金や受取利息等が主たる事業活動に基づいて発生することとなったことに鑑み、会社の実態をより適切に表示するため、当事業年度より売上高及び売上原価に含めて計上する方法に変更し、前事業年度の損益計算書の組替えを行っております。なお、売上高、売上原価及び売上総利益は、当事業年度より営業収益、営業原価及び営業総利益として表示しております。この結果、前事業年度の損益計算書において、「売上高」4,018百万円、「営業外収益」の「受取利息」157百万円、「受取配当金」8,936百万円、「受取賃貸料」181百万円、「雑収入」5百万円は「営業収益」13,299百万円として、「売上原価」3,200百万円、「営業外費用」の「支払利息」24百万円は「営業原価」3,224百万円として組替えております。

また、当該変更に伴い、売上高が主として子会社からの受取配当金や受取利息により構成されることから、当事業年度より売上原価明細書を事業別に区分せず、「運送事業売上原価明細書」、「梱包事業売上明細書」及び「その他事業売上原価明細書」は合算して「営業原価明細書」として表示することとし、前事業年度の売上原価明細書の組替えを行っております。

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
短期金銭債権	5,720百万円	6,849百万円
長期金銭債権	14,907	14,511
短期金銭債務	22,972	23,720

2 以下の関係会社の金融機関からの借入及び有料道路使用料の支払に対して債務保証を行っております。

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
NIPPON KONPO INDIA PRIVATE LIMITED	162百万円	147百万円
A.N.I. LOGISTICS, LTD.	320	242
NIPPON KONPO (THAILAND) CO., LTD.	277	229
狭山日梱(株)	47	46
鈴鹿日梱(株)	37	38
新潟日梱(株)	11	-
藤沢日梱(株)	25	26
松本日梱(株)	11	-
小川日梱(株)	29	33
金沢日梱(株)	23	-
名古屋日梱(株)	20	14
計	965	779

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益高	10,380百万円	9,558百万円
営業原価高	292	55

2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度3%、当事業年度4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度97%、当事業年度96%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
人件費	429百万円	455百万円
賞与引当金繰入額	22	29
役員賞与引当金繰入額	36	48
退職給付費用	5	5
減価償却費	33	4
租税公課	75	66
旅費及び交通費	29	21
貸倒引当金繰入額	0	35
その他	239	147
計	806	729

3 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
構築物	- 百万円	0百万円
土地	294	0
工事負担金	-	0
計	294	0

4 固定資産売却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
建物	- 百万円	0百万円
土地	-	33
計	-	33

5 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
固定資産解体費用	11百万円	- 百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式100,282百万円、関連会社株式28百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式98,913百万円、関連会社株式28百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
(繰延税金資産)		
賞与引当金	8百万円	10百万円
未払事業税	12	20
減損損失	23	23
長期未払金	64	64
子会社株式評価損	363	394
新株予約権	98	108
会社分割に係る子会社株式	745	745
その他有価証券評価差額金	16	36
譲渡損益調整	148	145
その他	34	44
繰延税金資産小計	1,515	1,593
評価性引当額	669	704
繰延税金負債との相殺	845	889
繰延税金資産合計	-	-
(繰延税金負債)		
その他有価証券評価差額金	5,840	4,514
譲渡損益調整	327	327
その他	8	8
繰延税金負債小計	6,176	4,850
繰延税金資産との相殺	845	889
繰延税金負債合計	5,330	3,961
繰延税金負債の純額	5,330	3,961

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2018年3月31日)	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	30.9%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1	0.2
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	28.3	29.2
住民税均等割	0.1	0.0
評価性引当額の増減	0.8	0.4
その他	0.7	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	2.7	2.5

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額	当期償却額	差引当期末 残高
有形固定資産							
建物	6,960	496	51	7,405	2,595	245	4,809
構築物	733	5	14	724	479	38	244
機械及び装置	173	-	-	173	155	3	18
車両運搬具	3	-	-	3	2	0	1
工具、器具及び備品	148	6	-	154	143	5	11
土地	14,999	696	89	15,606	-	-	15,606
建設仮勘定	8	403	0	411	-	-	411
有形固定資産計	23,028	1,608	155	24,481	3,376	294	21,104
無形固定資産	10	3	-	13	7	2	6

(注) 1 「当期首残高」及び「当期末残高」は取得価額で記載しております。

2 「当期増加額」のうち主なものは次のとおりであります。

建物	東京都中央区デュープレックスR's	490百万円
土地	東京都中央区	696百万円

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	33	37	2	69
賞与引当金	27	35	27	35
役員賞与引当金	41	48	41	48

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

決算日後の状況

該当事項はありません。

重要な訴訟事件等

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	-
買取・買増手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行される日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	なし

(注)1 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

剰余金の配当を受ける権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第77期）（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）2018年6月29日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2018年6月29日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

（第78期第1四半期）（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日）2018年8月10日関東財務局長に提出

（第78期第2四半期）（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日）2018年11月12日関東財務局長に提出

（第78期第3四半期）（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日）2019年2月13日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2018年7月5日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

2018年10月3日関東財務局長に提出

2018年11月6日関東財務局長に提出

2018年12月4日関東財務局長に提出

2019年1月7日関東財務局長に提出

2019年6月4日関東財務局長に提出

(6) 訂正自己株券買付状況報告書

2019年6月11日関東財務局長に提出

(7) 発行登録書（社債）及び添付書類

2018年10月9日関東財務局長に提出

(8) 訂正発行登録書（社債）

2018年10月10日関東財務局長に提出

(9) 発行登録追補書類（社債）及びその添付書類

2018年12月11日関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2019年6月28日

ニッコンホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	文倉 辰永
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 好久
--------------------	-------	-------

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッコンホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッコンホールディングス株式会社及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ニッコンホールディングス株式会社の2019年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ニッコンホールディングス株式会社が2019年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 - 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2019年6月28日

ニッコンホールディングス株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	文倉 辰永
--------------------	-------	-------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	内田 好久
--------------------	-------	-------

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているニッコンホールディングス株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第78期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッコンホールディングス株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。